【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
カーブ走行時の運転スキルに関するデータ収集作業	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.4	（株）RTC 群馬県高崎市貝沢町1150-1 （法人番号2070001010618）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,700,000	非公表	－	昨年度の被験者を用いない場合、直進のデータとの比較をすることができない。また、改めて実施した実験において、想定している4タイプのドライバが必ず含まれる保証はないことから、より大規模なDS実験が必要となり、予算的・時間的コストを要することとなる。昨年度の“DS実験および実路走行実験による運転行動データ収集作業”は、被験者の募集からDS実験の遂行作業を外注し、（株）RTCが担当した。そのため、本研究を推進する上で必要不可欠な昨年度の被験者の個人情報（氏名、住所、電話番号）は、（株）RTCしか保有していない。このことから、昨年度のDS実験に参加した被験者と連絡を取り、今回の実験へ再招集できる契約相手先として、（株）RTC以外にはないため。	3	
物性測定装置PPMSおよび付随物の移設	契約担当職 中部センター研究業務推進部長 関　芳明 （愛知県名古屋市守山区下志段味穴ケ洞2266-98）	H28.1.4	日本カンタム・デザイン（株） 東京都豊島区高松1-11-16 （法人番号3013301029695）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,357,668	非公表	－	PPMSが備えている、各種の磁気特性を各種温度域で測定する機能について、現在の設置場所において隣接する装置からの受ける測定上の外乱を避けるため、請求担当者が指定する隣の実験室に移設する。装置の性能を維持したまま移設するには、接続部の解体、必要に応じた梱包、搬送及び稼働のための据え付けを装置製造元の規定に則って行う必要がある。また室外機の設置や室内外機器同士の配線配管、電気配線を完了して起動可能になる。これら作業の完了後に、PPMS本体位及び液体ヘリウム再凝縮ユニットの起動及び動作チェックを行い、また、PPMSの状態について、製造元が想定する動作状態から外れていないことを確認することが必要不可欠である。現在、日本国内では、製造元の米国Quantum Design 社の総代理店は日本カンタム・デザイン社が唯一であり、また、移送やメンテナンスなども代理店を一切用いずに、日本カンタム・デザイン社が対応している。したがって、本機器類の性能を劣化させずに移設据え付けが出来る業者は日本カンタム・デザイン社しかないため。	6	
エネルギー分散型X線分析装置	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.1.5	日本電子（株） 大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5 （法人番号9012801002438 ）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,665,600	非公表	－	当該装置を既設走査電子顕微鏡（SEM）へ取り付けることにより、微小部分の元素分析を行う。測定試料はガラスなど多成分系が多いためピークの重なりにより元素の同定及び定量が困難である場合が多く、エネルギー分解能が高い必要がある。またガラス等の絶縁体試料を分析する場合に電子線による試料上の導電性コーティングのダメージが多いと試料が変質したり、イメージのドリフトが起こる可能性がある。これを防ぐために低電子線量かつ高感度で検出可能になるように検出面積がある程度広い必要があり、試料ダメージの補正、ドリフト補正が可能であることが望ましい。また、SEM観察を行いながら元素分析を行うものであるため、既設走査電子顕微鏡で対応可能な製品である必要があり、当該装置を既設走査型電子顕微鏡へ取付けることができるのは、既設走査型電子顕微鏡を製造し販売している日本電子（株）しか存在しない。当該装置の取り付けを実施できるのは日本電子（株）以外にないため。	4	
イオンビーム電源用コントローラー	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.6	アールエムテック（株） 東京都中央区日本橋浜町2-30-1 （法人番号9010001039400）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,564,000	非公表	－	経年劣化によるイオンビーム用電源コントローラーの不具合（イオンビームの起動不良）が頻繁に生じ始めたことから、今後、完全不動となる事が想定さるため、今回、この不具合解消のために同コントローラーを更新する。機器互換性の確保のためには、コモンウェルス社製品に対応したイオンビーム用電源コントローラーである必要があるが、コモンウェルス社は再編等により米国KRI社が製品の設計・製造を継承している。したがって、現有イオンミリング装置の交換・修理は米国KRI社しか実施できない。よって、購入先は互換性を有する機器の製造元である米国KRI社の国内唯一の代理店であるアールエムテック（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
金属膜ドライエッチング装置用真空ポンプ	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.1.6	パナソニックFSエンジニアリング（株） 東京都港区港南4-1-8 （法人番号9010401089887）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,047,960	非公表	－	金属膜ドライエッチング装置（パナソニック社製）はチャンバ内の高真空維持及び全体のコンディション維持のために終夜連続運転しているが、設置後5年が経過し真空ポンプ（ターボ分子ポンプ）および付随するOリングの交換時期となっている。故障による長期停止を防止するためこれらを交換する。交換作業については、当該装置の年間保守契約により行う。よって、真空ポンプを納品する業者は、金属膜ドライエッチング装置の構成やセットアップに関する充分な知識を有し、ポンプ交換後の安定した性能継続を保証できる業者でなければならないことから、当装置の設置業者であり、年間保守を行っているパナソニックFSエンジニアリング（株）以外ないため。	6	
パーティクル検査装置(SP1-TBI)レーザー交換作業　一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.6	ケーエルエー・テンコール（株） 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 （法人番号6020001010379）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,671,246	非公表	－	パーティクル検査装置 SP1-TBI（ケーエルエー・テンコール（株）製）は、半導体デバイスを構成する各種薄膜上の微細なパーティクル(異物欠陥)を測定する装置である。異物測定は、半導体デバイスの作製において、重要な役割を担う検査装置である。現在、当該装置のレーザーが経年劣化により感度が低下しており、300 mmウエハ全面のパーティクル分布の測定において不具合が発生している状態となっている。1.5um程度の測定感度でデータを取得する際にも、レーザーの出力が低下しているため、異物欠陥を曇り欠陥として誤検出するエラーが確認されている。各種プロセスの品質管理、デバイスの膜厚確認を行うためには、経年劣化によって消耗したレーザーの交換修理を行う必要がある。先端半導体デバイスの研究では、異物測定にはnmオーダー又はそれ以下の高い精度、信頼性が要求される。従来の測定精度を維持するためには、交換する部品は、当該装置と完全な互換性を持つことが必要であり、製作した者以外の者が修理をおこなった場合、当該機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。パーティクル検査装置 SP1-TBIレーザー交換作業の契約先として、造元であるケーエルエー・テンコール（株）以外にはないため。	6	
分光器及び検出器修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.7	（株）東京インスツルメンツ 東京都江戸川区西葛西6-18-14 （法人番号7011701005288）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,202,228	非公表	－	保有する（株）東京インスツルメンツ製低温プローバー用光照射システムは、2035型ツェルニターナ分光器とそれに付随する可視・赤外光源や低温プローバーなど様々なパーツから構成されており、一定光電流法によるアモルファスシリコンなど半導体材料の欠陥密度に関して測定することができる。しかし、経年劣化により、検出器の検出感度低下、分光器コントローラの動作不良、多次光カットフィルターの材料劣化が生じており、部品類の修理・交換と、これらを装置全体として連携動作させるための精密な調整作業及び校正作業を実施する。当該作業は、本体装置構成を熟知した製造元の技術を基に、検査・修理部品に関しては交換と取り付けを行い、装置全体としての動作調整及び校正までを完了する必要があり、以上の作業に対応できるのは、当該装置の製造者である（株）東京インスツルメンツしかないため。	6	
CCS導入効果分析に係るデータ収集と分析用データベースの整備及び検証作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.1.8	（株）JPビジネスサービス 東京都江東区深川2-2-18 （法人番号6010601030083）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,880,000	非公表	－	（株)JPビジネスサービスは、電源開発(株)と共同で電源計画モデルESPRITを開発し、国内外の電力需給の解析に実績を有するとともに、資源エネルギー庁の長期エネルギー需給見通し2008年改訂版の策定に際して、ESPRITを利用した作業を実施した実績があり、昨年度までのESPRITを用いた作業に係る支援業務の受注先である。本件では、前年度までの成果を踏まえ、利用した発展的な分析データを収集する。その際に前年度までに追加した機能、モジュール等の理解やその成果を適切に操作するノウハウが必要である。細部の操作法によっては前年までの成果とあわせた考察、比較検討が不可能となる。よって、本件を受注できる業者は（株）JPビジネスサービス以外にないため。	3	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
導波路調芯測定制御ソフト作成	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.8	プレサイスゲージ（株） 静岡県浜松市三方原町283-4 （法人番号6080401004743）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,272,240	非公表	－	①既存PGAL調芯ソフトの制御機能②パワーメータ8163B（GPIB）の制御機能③光スペアナAQ6317B（GPIB）の制御機能④光スイッチLEONI eol 1x4 の制御機能⑤上記機能の一連動作・測定データ保存機能⑥同一導波路内でのCH間ピッチ可変対応、このソフトは、事前に取得したデバイスの位置情報と、用意した固有の導波路データファイルを用いることにより、調芯システムによる位置補正や、サンプルの送り量や入射・出射側の送り量を設定することができ、導波路ピッチ間の送り量が異なる場合や、導波路の入射・出射ポート数が異なる場合にも対応することが可能である。これらの要求仕様を満たさない場合、同一デバイス内の一連の測定において要求動作を遂行することができないこと、測定効率や精度の低下及び、測定結果の信頼性の欠如が懸念される。プレサイスゲージ（株）社製の導波路調芯装置を使用しており、当該会社が開発した既存のPAGL（プレサイスゲージ社の高速調芯技術の呼称）調芯ソフトを基に、調芯、ステージ移動、PDによる光量取得を行っている。そのため、既存の機器及びソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のないものであり、その供給者はプレサイスゲージ（株）以外にないため。	4	
光学式NH3-NOx分析計改造	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.1.8	（株）ジェイ・サイエンス東日本 東京都台東区東上野6-2-3 （法人番号5010501022553）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,188,000	非公表	－	本改造は、光学式NH3-NOx分析計（（株）ジェイ・サイエンス製）に酸素ガス濃度分析機能を追加する改造である。アンモニアガスタービン設備の排ガスサンプリングプローブはガス中の水分の結露を防ぐため、185℃加熱式の特殊な機能が備わっている。そのため、空気過剰率を正確に把握し、燃焼状態を計測するため、アンモニアガスタービン設備に付随する光学式NH3-NOx分析計に酸素ガス分析機能を追加する必要がある。改造を行うには、装置の構造把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠であり、また、調整具合により本体機能に影響を及ぼす恐れがあるため、製造メーカの性能保障が必須である。装置の販売、保守、改造等の契約は（株）ジェイ・サイエンスの北日本におけるセールスグループの（株）ジェイ・サイエンス東日本が行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため、（株)ジェイ・サイエンス東日本以外に契約可能な業者はないため。	6	
RI廃棄物の廃棄業務	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.12	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45 （法人番号7010005018674）	契約の相手方が法令等により明確に特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,985,048	非公表	－	放射線障害防止法の規定に基づき、文部科学大臣の許可を受けた機関のうち、現在わが国の放射線同位元素等の使用事業所を対象としてRI廃棄物の集荷業務を行っているのは、唯一公益社団法人日本アイソトープ協会のみであるため。	1	
既設冷却設備の改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.12	竹内電機（株） 兵庫県尼崎市次屋3-11-23 （法人番号2140001049797）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,618,000	非公表	－	当該設備作業は竹内電機（株）によって設計・製造された既存設備に対する改造、調整作業である。冷却設備改造に関しては、竹内電機（株）以外には制御系等装置の技術情報を知るすべが無く、そのような者が改造した器材を接続した場合装置全体が正常に動作する保証がとれない。また、配管作業においては冷却設備そのものだけではなく、冷却設備が接続されている既存の成長炉との構成の詳細を把握している必要があり、把握できていないものが施工した場合には調整作業時などに成長炉の冷却水系統の水圧限界や流量方向、適正な水圧・水量、水漏れチェックしておくべき箇所の判断など、種種の調整に関しての知識が無く動作チェックが正常かどうか自身で判断がつけられず適切な作業が行えない。そのような状態で成長炉を運用することは成長炉の安全な運転に対して大きな不安を与えることになる。前記のとおり、当該設備の製作をした者以外の者が改造をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由により、当該作業の契約先は、既存冷却設備の設計・設置者であり構成の詳細を把握している竹内電機（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
AV600型NMR装置メンテナンス	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.12	ブルカー・バイオスピン（株） 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 （法人番号8020001059836）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,354,400	非公表	－	当該装置は、ノイズを低減させ著しく感度を高めるためにプローブを冷却するためのヘリウムガス循環型の冷凍機を有しているが、当該冷凍機は1万時間ごとのオーバーホールが推奨されている。当該装置内の冷凍機は2万時間を越えて使用している状態であるため、クライオシステム2万時間メンテナンスを行うものである。本作業は当該装置の構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならず、また、メンテナンス後確認試験等により装置の保証も必要となることから、当該装置の製造元であるブルカー社（独国）の国内総代理店であるブルカー・バイオスピン（株）以外に行える者はないため。	6	
燃焼器テストリグ	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.1.13	（株）トヨタタービンアンドシステム 愛知県豊田市元町1 （法人番号9180301018855）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	53,902,800	非公表	－	本設備は福島再生可能エネルギー研究所に設置されている50kW級ガスタービン発電装置の燃焼器の燃焼状態を単独に模擬して試験できるようにするため、50kW級ガスタービン発電装置とは別に燃焼状態を模擬できる設備を製作し、低NOx燃焼法や火炎の強化等を適用して、既設の50kW級ガスタービン発電装置、50kWガスタービン用アンモニア燃焼装置に戻して再度、燃焼実験を行う。また、設備の配管を利用して、アンモニアガスやメタンガス等の燃料供給や排ガス処理を行うものであり、本設備は必須のものである。当該設備の50kW級ガスタービン発電装置、50kWガスタービン用アンモニア燃焼装置は(株)トヨタタービンアンドシステムの製品である。当該燃焼器の燃焼状態を模擬する装置を設計・製作して、従来と同じ燃焼器内のガス流動状態を再現し、研究成果のデータの連続性を確保するには、装置の互換性が十分に確保されなければならない。燃焼器の形状には秘匿性があり、公開は無理である。この装置の互換性と秘匿性を確保するためには、(株)トヨタタービンアンドシステムでなければ作業をスムーズに行うことは困難であり、契約先は(株)トヨタタービンアンドシステム以外にはないため。	4	
充放電ユニット増設	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.1.13	（株）計測器センター 大阪府大阪市北区中津1-17-17-207 （法人番号1120001063421）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,127,680	非公表	－	（株）計測器センターは、既設装置を製作した業者なのでハードウエアならびにソフトウエアを熟知しており、現在も同様装置の製作販売を継続している。充放電装置単体は各社がそれぞれ特徴を持って製作販売している。しかし、増設という観点からは、逆に互換性が保てず、同時に計測制御することが出来なくなってしまう。したがって、本研究遂行上の充放電ユニット増設は必要であり、この契約相手先は（株）計測器センター以外に存在しない。したがって、当該装置の増設を実施できるのは、株式会社計測器センター以外にないため。	4	
CMP装置（ChaMP-332M）チラー修理作業および消耗部材のO/H作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.13	（株）東京精密 東京都八王子市石川町2968-2 （法人番号5010101009430 ）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,461,400	非公表	－	装置本体に付随するするプラテン冷却用チラーユニット内の冷却水循環ポンプからの漏水が認められる。不具合の原因は長年の使用による循環ポンプの劣化によるものである。このため、チラー内部の冷却水循環ポンプの交換修理を行う必要がある。CMPの加工精度を維持するためにはプロセス時のプラテン温度コントロールが重要であり、交換する部品が、本装置のチラーユニットと完全な互換性を持つことが必要であり、また当該装置が正しく機能する事が必須である。当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。また、CMP装置本体で使用する消耗部材で研磨ヘッドに装着するリテーナおよび洗浄ユニット内の洗浄ブラシ（PVAブラシ、シグナスローラー）、駆動軸は経時的に劣化するものであり、今年度定期修繕作業で交換した部材のO/H（再生作業）と新品購入の必要がある。これら部材は本体装置のベンダーである（株）東京精密が提供しているものである。以上の理由により、本件の契約先は、当該CMP装置の製造者である（株）東京精密以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
高密度プラズマエッチング装置修理	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.13	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,916,000	非公表	－	本作業は、当所が所有する既存のジョセフソン素子作製用高密度プラズマエッチング装置（（株）アルバック社製）修理であり、本装置の修理作業、調整具合が直接加工精度に影響するため、加工精度の維持には既存の装置の構造や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。さらに、既存の装置は、インターロック等による高度なハードウェア制御、並びにソフトウェアによる自動化が行われており、機械電気図面ならびにソフトウェアは知的財産権により保護されているので他の第3者が代替品等を用いて同等の性能を有するまでに修理することは困難である。本装置の製造は、（株）アルバックにより行われているが、日本国内での直接の販売やアフターサービスはアルバック販売（株）が行っている。よって、修理依頼先として装置の製造者である株式会社アルバックの直接の関連会社のアルバック販売（株）以外にないため。	6	
ドライビングシミュレータ改造（音響用計算機の換装およびソフトウェア改修）	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.14	三菱プレシジョン（株） 東京都江東区有明3-5-7 （法人番号8010601032482）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,102,000	非公表	－	換装する音響用計算機は、現有のサウンドソフトをインストールした後、音響用計算機4台での並列処理を行い、かつ、ホスト計算機等他のDSシステムとのリアルタイムな通信を行えるように、同時性とメンテナンス性（他のDSシステムの機器が故障した際に、換装する音響用計算機との連接が不可能とならないような互換性を有すること）を兼ね備えたマザーボード、通信システム、サウンドカード等で構成される産業用計算機が必要不可欠である。音響システムに導入されているサウンドソフトは、当該企業の独自仕様となっている。そのため、当該企業でなければ詳細仕様を熟知しておらず、他社では音響用計算機を適切に選定し、かつ、音響用計算機にサウンドソフトを適切に導入することができない。また、ホスト計算機の既存のDSソフトウェアも当該企業の独自仕様となっており、当該企業でなければ詳細仕様を熟知しておらず、他社ではDSソフトウェアの改修を行うことが不可能である。さらに、改修後のDSソフトウェアと換装後の音響システムとを適切に連接することも当該企業でなければ不可能である。これらの理由から、本仕様を満たす音響用計算機の換装とDSソフトウェアの改修は、三菱プレシジョン（株）以外にはないため。	4	
陽電子減速材処理装置の陽電子イメージング制御システムの構築	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.14	バキュームプロダクツ（株） 東京都小平市御幸町16-2 （法人番号3012701004457）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,024,000	非公表	－	本作業により、高速に陽電子マイクロビームを試料上で走査し、陽電子寿命の計測データを計算処理して2次元的に図示することが可能となり、これにより従来は未活用であった欠陥分布イメージング評価を構造材料評価に適用することが可能となる。本作業を行うには、陽電子減速材処理装置の構成部品である、試料移動ステージの制御用電子回路部の構造や装置の仕組みに熟知し、必要十分な技術やノウハウ及び経験を有することが必要不可欠である。また制御用電子回路部等の図面は一切公開されず、産総研を含め第3者が知るすべはない。上記の理由から、当該装置に新たなシステムを構築できるのは、メーカーであるバキュームプロダクツ（株）以外にないため。	4	
高周波電磁界解析統合ソフトウェア保守	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札　泰司 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.15	ファラッド（株） 東京都新宿区箪笥町34 （法人番号3011101019297）	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,635,200	非公表	－	本研究において、当該ソフトウェアを導入し、新しいアンテナアレイの開発を進めている。今後も当該ソフトウェアを使用し、これまでに蓄積した大量の既存設計データを活用し、開発アンテナの正確なモデル化と正確な解析を行う。蓄積した設計データは、他のソフトウェアで使用することは不可能であり、これらの保守を行うには、ソフトウェアの操作方法と解析可能なパラメータの範囲とノウハウ等を詳細に熟知していることが必要である。本ソフトウェアの著作権を保有している唯一の事業者は、製造会社であるアメリカ AltariEnginnering Corp.である。また、アメリカ AltariEnginnering Corp.の日本における総代理店はアルテアエンジニアリング（株）であるが、同社の官公庁における唯一の代理店がファラッド（株）であることから、契約先はファラッド（株）以外にないため。	7	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
大面積エッチング装置ロールカムゲート弁の修理	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.1.15	住友精密工業（株） 兵庫県尼崎市扶桑町1-10 （法人番号4140001049416）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	869,982	非公表	－	大面積エッチング装置（住友精密工業製）は、高周波電源とプロセスガスを使用することによって発生するプラズマを用い、12インチウェーハのドライエッチング加工を行う装置である。当装置は、処理室（チャンバ）入口部分の扉（ゲート）：ロールカムゲート弁の開閉動作不具合が原因で装置の利用に重大な支障をきたしている。以前おこなった装置メーカーによる調査で、ロールカムゲート弁の修理が必要と診断されているが、作業を実施するには当装置の複雑な搬送機構とシーケンスを熟知し、継続的な性能保証ができる事業者でなければならない。また世界的に数少ない稀少な装置であることから、修理業者はメーカーであり、設置業者である住友精密工業（株）以外にないため。	6	
半導体パラメータアナライザ修理 一式	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.15	（株）TFF ケースレーインスツルメンツ社 東京都港区港南2-15-2 （法人番号3010401026177）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,833,840	非公表	－	本作業は、当所が所有する既存の半導体パラメータアナライザ（ケースレーインスツルメンツ社（米国）製　Model：4200-SCS/F）の動作不良を解消するためにハードウェアの交換及び制御・測定用ソフトウェアの更新を行うものであり、本装置の修理作業を行う上では既存の半導体パラメータアナライザの構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また修理完了後、本体装置の性能保証も必要となる。本装置は、ケースレーインスツルメンツ社製であり、同社以外に本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、修理に関する技術、ノウハウを持つ者は存在しないことから製造元である（株）TFFケースレーインスツルメンツ社以外に本作業を行えるものはないため。	6	
高機能セラミックス展出展	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.18	リードエグジビションジャパン（株） 東京都新宿区西新宿1-26-2 （法人番号7011101022545）	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約（当該契約に付随する契約を含む。）であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,432,080	非公表	－	東京国際展示場において開催される「高機能セラミックス展」は、リード エグジビション　ジャパン(株)が独自に主催し、かつ唯一の申込先であるため、契約相手先は、リード エグジビション　ジャパン(株)のみであるため。	9	
車両制御プログラム改修	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.18	三菱プレシジョン（株） 東京都江東区有明3-5-7 （法人番号8010601032482）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,456,000	非公表	－	当所で既に所有しているDSは、別紙に示すとおり、ドライビングシミュレータシステムの製造会社である三菱プレシジョン（株）が全て開発したものである。本作業は、別紙のシステム構成全体像の中で、⑥の動揺装置および①、②、⑪の映像装置群を制御するための⑩運転環境模擬装置（ホスト計算機）のプログラム改修である。⑩運転環境模擬装置の該当プログラムは、当該企業の独自仕様となっており、当該企業でなければ詳細仕様を熟知しておらず、他社ではプログラムの改修を行うことが不可能である。また、共同研究者であるトヨタ自動車とのデータ互換性を確保する必要がある。これらの理由から、本仕様を満たす車両制御プログラムの改修は、三菱プレシジョン（株）以外にはないため。	4	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
枚葉式成膜装置(Trias-W) PM2(Ti) DLI KIT交換作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井 聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.18	東京エレクトロン（株） 東京都府中市住吉町2-30-7 （法人番号4010401020757）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,589,976	非公表	－	本案件の対象資産である東京エレクトロン（株）製CVD枚葉式成膜装置（Trias)は、半導体製造研究における半導体ウェハー微細トランジスタ作成工程において使用されるCVD成膜装置である。枚葉式成膜装置の、2015年11月の定期修繕作業後、装置立ち上げ作業でTi成膜の異常成膜が確認された。装置メーカーによる事前調査の結果、本装置プロセスモジュールPM2（Ti）DLI（DirectLiquid Injection）不良であることが判明した。不具合の原因は装置の長期仕様によりDLIが経年劣化した事による。このため、Trias PM2(Ti) DLI KIT交換作業を行う必要がある。CVDの成膜精度を維持するためには、交換する部品が、東京エレクトロン社製（Ti） DLI（DirectLiquid Injection）と完全な 互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須であり、当該装置の製作者以外が修理調整作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。よって、本件の契約先は当該CVD枚葉式成膜装置の製造者である東京エレクトロン（株）以外にはないため。	6	
プリンタブルエレクトロニクス2016出展料及び施工・装飾費	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原 久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.19	プリンタブルエレクトロニクス実行委員会事務局 東京都千代田区猿楽町1-5-18 （法人番号4010001009408）	特定の場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約（当該契約に付随する契約を含む。）であり、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	891,000	非公表	－	国際的にも注目される秀でた研究成果を普及するにあたり、アジア最大規模で開催される展示会である「プリンタブルエレクトロニクス2016」へ出展することで、企業連携や最新の開発動向、技術情報の収集を最も効果的に行うことが可能となる。当該展示会への出展はプリンタブルエレクトロニクス実行委員会事務局が唯一の申込先であるため、契約相手先はプリンタブルエレクトロニクス実行委員会事務局のみとなるため。	9	
三次元動作軌跡解析装置及び衝突用高速度カメラの保守	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林 勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.19	（株）ナックイメージテクノロジー 東京都港区北青山2-11-3 （法人番号8010401082240）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,639,600	非公表	－	保守を行う三次元動作軌跡解析装置及び衝突用高速度カメラは、既存規格内（ISO13482、ISO7176、JIST9203）で推奨していた試験方法を元にしてロボット機器に特化した形で、（株）ナックイメージテクノロジーが特注製作したものであり、装置の構造や制御・ソフトウエア系などに熟知している。本保守は、当該試験装置の性能と機能を確認するとともに、使用に伴う試験装置特有の摩耗や構造的なズレ等を修復する精密な作業が含まれているため、装置の構造や制御・電気系・ソフトウエア系などに熟知していることが必要不可欠で製造業者にしか実施できない。以上の理由により、当該装置の製造業者（株）ナックイメージテクノロジー以外にないため。	6	
ナセル搭載ライダープロトタイプ機修理	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林 昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.1.19	三菱電機（株） 東京都千代田区丸の内2-7-3 （法人番号4010001008772）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,339,200	非公表	－	本修理は、既設のナセル搭載型ライダープロトタイプ機（三菱電機（株）製、型番：R-E1S9NA）の動作不安定による修理作業である。風車制御アルゴリズム開発には、風況データを長期に渡り安定的に計測することが必須であり、風況データが得られなければ、研究の遂行は不可能である。当該装置は風況データを取得するための中核設備であり修理作業は必要不可欠である。故障部のテレスコープ部分の修理を行うには装置本体を分解する必要があるため、装置の内部構造の把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、調整具合が直接測定精度に影響するため、修理作業後本体メーカーの性能保障が必須である。装置の販売、保守、修理等の契約は三菱電機（株）が直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため三菱電機（株）社以外に契約可能な業者はないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
電界放射型透過電子顕微鏡部品交換及びメンテナンス作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.20	日本エフイー・アイ（株） 東京都港区港南2-13-34 （法人番号9010401058792）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,088,368	非公表	－	本作業は、当所が所有する電界放射型透過型電子顕微鏡（蘭国：FEI Electron Optics社（以下FEI社）製において劣化したFEGチップの交換であり、交換作業、交換後の立ち上げ及び調整が適切に行わなければ観察が困難となるため、当該装置の構造、機構及び機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は、FEI社が製造元であり、本装置の構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、その修理に関する技術、ノウハウを持ち合わせていること及び交換作業完了後の確認試験において装置の保証が可能である事業者は、製造元であるFEI社以外に存在しないことから、本件の契約相手先は、日本におけるサービスに関する総代理店である日本エフイー・アイ（株）以外にないため。	6	
ヘリウム再凝縮システムメンテナンス作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.20	日本カンタム・デザイン（株） 東京都豊島区高松1-11-16 （法人番号3013301029695）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,790,964	非公表	－	本作業は、当所が所有するヘリウム再凝縮システム（米国カンタム・デザイン社製 EverCool MPMS）であり、気化したヘリウムを圧縮して再凝縮させる圧縮機構と圧力容器を備えている。そのメンテナンス作業であり、本装置の構造や機構又は機能を十分に熟知している専任の技術者による定期的なメンテナンスを実施することが必要不可欠である。当該装置の製造は、米国カンタム・デザイン社であり日本法人である日本カンタム・デザイン（株）が、日本国内での直接の販売やアフターサービスを行っている。以上の理由により、契約相手先として日本カンタム・デザイン（株）以外ないため。	6	
パワーアンプ修理・校正作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.20	（株）東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 （法人番号8010001051991）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,779,516	非公表	－	本作業は、EMC試験システムで使用している高周波パワーアンプの電源系統に破損や出力系基板の経年劣化による不具合が生じているため部品の交換・修理を行うものである。また、当該研究の開発・検討で使用するEMC試験システムは、微弱な電磁波を計測するため、装置の性能・精度を維持するための年1回程度の校正を行う必要があり、修理後のシステム精度確認校正を併せて行う。当該パワーアンプは、（株）東陽テクニカが納入したEMC試験システムの一部であり、修理作業や校正作業には、当該システムの構造や電気系などの技術やノウハウの知見を有していること、また装置の性能保証を確保できることが必要不可欠となる。本作業は、本装置における必要十分な技術やノウハウ及び知見を有し、装置の性能保証の確保が可能な納入者である（株）東陽テクニカしかいないため。	6	
NPD検出器付ガスクロマトグラフ改造	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.1.20	太陽計測（株） 東京都大田区山王1-2-6 （法人番号6010801006420）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,442,880	非公表	－	揮発性炭化水素以外の成分は、捕集管にトラップしたあと溶媒で抽出し、液体サンプルとして分析する必要がある。そのためにNPD検出器付ガスクロマトグラフ（Agilent製）を使用して、液体サンプルを分析する必要がある。しかし、NPD検出器付ガスクロマトグラフは、ガスサンプルを流通させて分析するために特殊な構成となっている。この装置に液体サンプル用オートインジェクタを付加し、サンプル注入口部分の仕様を変更する必要がある。また、装置の制御ソフトはバージョンが古いため、制御PCとともに更新が必要である。Agilent製装置の購入に際しては，唯一の特定代理店ということではないが、購入時に担当した代理店が、以後の同装置に関する固有の代理店と定義される。購入時にその装置固体（シリアルナンバー）に対し販売した代理店が特定代理店と定義され、以後の保守・メンテナンス・修理・改修等の作業が発生した場合、他社が対応出来ない。同装置に対する特定代理店は、装置を販売した太陽計測（株）唯一である。よって、当該作業を実施し得る業者は太陽計測（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
原子層堆積装置の燃焼式除害装置の用役切り離し及び接続作業　一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.21	（株）日立プラントサービス 茨城支店 茨城県水戸市泉町2-2-27 （法人番号5013301030602）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,969,920	非公表	－	当該装置は、故障のため修理を行うが、その際にSCR棟の用力を切り離し、修理後再接続を行う必要がある。本作業を行うにあたり、燃焼式除害装置の構造や機構と、SCR棟の用力接続に関することを十分に熟知していることが必要不可欠である。また、SCR棟に設置されている装置は、SCR棟内の安全を監視する「安全監視システム」と接続され、稼動状況を監視している。SCR棟内は、（株）日立プラントサービスを含む体制により、当該装置等の維持管理が行われている。「安全監視システム」は、当該装置に接続していることにより、SCR棟内で当該装置から用力であるガス漏れ等の不測の事態があった際に、その異常を感知し、作業員の安全を守るためのシステムである。「安全監視システム」への接続図や配管の情報等は全て(株)日立プラントサービスが保有している。「安全監視システム」の著作権は(株)日立プラントサービスが保有しており他業者への情報提供は行なっていない。よって、二次側用力切離し、二次側用力接続作業、「安全監視システム」切り離し、接続作業の依頼先として、その両方を満たしている（株）日立プラントサービス以外にないため。	4	
サイバネティックヒューマン（HRP-4C）配線およびハーモニックの点検、調整作業 二式	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林　良三 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.21	カワダロボティクス（株） 東京都中央区日本橋本町4-13-5 （法人番号1010001152581）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,240,000	非公表	－	本点検作業を行うにあたっては、HRP-4Cの内部構造および電装系、機械系に関して熟知していることが必須となるが、HRP-4C骨格部分の電装系と機械系は、川田工業（株）（現:カワダロボティクス株式会社）の設計、製作によるものであり、これらの技術情報については、外部には一切公開されていない。そのため、HRP-4Cの内部構造及び電装系、機械系について熟知しているのは同社のみであり、本点検作業を実施可能なのは、カワダロボティクス（株）以外にないため。	6	
HRP-2改補用品モータ	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林　良三 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.21	カワダロボティクス（株） 東京都中央区日本橋本町4-13-5 （法人番号1010001152581）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,799,360	非公表	－	HRP-2改（カワダロボティクス製）を用いた実験や実演を繰り返し行うことで、各関節軸に用いているモータへの負荷が大きくなり、ひどい時には1日で焼き付きを起こしてしまう。一旦焼き付きを起こしてしまうと、その関節は全く動かなくなり、場所によってはまったく歩けない、まったく手が動かせない等の問題が生じ、ひいてはタスク実行の継続が不可能となってしまう。そのような事態を避けるため、補用品として専用のモータを購入する。HRP-2改はカワダロボティクス（株）が設計・製造・販売を行っており、設計や製造に関する技術情報は外部には一切公開していない。そのため、専用モータについても、取り付けに係る技術情報は同社のみが保有している。また、モータを取り付けるためには、各関節に応じた軸加工が必要であり、この加工を行うためには、HRP-2改の設計・製造に関する技術情報が必須となる。これらの条件を満たす契約相手先は、HRP-2改の製造メーカであるカワダロボティクス（株）以外ないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
RTP装置移設作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.21	バキュームプロダクツ(株) 東京都小平市御幸町16-2 （法人番号3012701004457）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,188,080	非公表	－	当該装置は移設のためには、安全な解体、破損しやすい部品の除去、移設のための梱包、移動、再組立、電装、安全機構等の再接続が必要である。移設上の不具合として考えられるものは、組立の際の位置ずれに伴い、ランプと試料の位置関係が変わることによる温度条件のずれ発生、破損しやすい石英部品の設置ずれなど不具合に基づく真空の悪化が挙げられる。これらは実験パラメーターとのずれを発生させ実験の継続性を失わせる。複雑なインターロック機構の接続不良による装置の起動不能、インターロックの誤動作、動作不良による不測の事態に対する対応不能が起こる可能性もある。当該装置は独自の仕様に基づきバキュームプロダクツ(株)が設計・製作した特注装置であることSCR棟の安全基準に基づくインターロック機構を、特注装置に組込んだため類似の機構は他にないことが挙げられる。安全機構に関しては、熟知しない他業者によるインターロックの取り外し・再接続作業は、インターロック動作不良などの直接的な危険増大要因となる。よって、作業依頼先として、本装置の製造者であるバキュームプロダクツ(株)以外にないため。	6	
ガス透過度測定装置ソフトウェア改修作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札　泰司 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.21	(株)TI 茨城県つくば市二の宮1-12-38 （法人番号6050001017917）	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,620,000	非公表	－	本改修作業では、当該装置の今までの性能を維持するとともに、バラスト排気プログラムの追加による水蒸気排気時間の低減、自動プロット機能の追加によるガス透過挙動の視認性向上、ターボ分子ポンプ及び室温の記録機能追加による動作状況の監視強化、モーター緊急停止ボタン追加による安全性向上、その他操作性や安定性を向上させるための操作手順の微調整といった機能追加を行う。機能追加により、真空ポンプの使用時間が延長されると共に、作業効率と安全性が向上される。また、過去に収集したデータと比較するために、データの収集方法に関する手法やノウハウが同一であることも必要である。そのため、当該装置を改修するためには、当該装置に組込まれたソフトウェアの詳細内容を熟知している必要がある。また、本ソフトウェアの著作権と改変権を保有している唯一の開発事業者が(株)TIである。以上の理由により、本ソフトウェアの改修を行えるのは、当該装置を開発した(株)TI以外にないため。	7	
4インチφ単結晶SiC厚膜エピ基板（設定膜厚283μm）	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.22	住友商事(株) 東京都中央区晴海1-8-11 （法人番号1010001008692）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	11,426,400	非公表	－	3インチφ単結晶SiCエピ自立基板とした後に追加で産総研にて行うエピタキシャル成長後の基板の反りを防止して、n-IGBTのデバイス試作を安定な状態で進めるためには、CREE社製の4インチφn型単結晶SiCベア基板を用いた4インチφ単結晶SiC厚膜エピ基板を原材料とすることが必要である。それによって.データの連続性を確保することが可能となる。このため、当該エピ基板はCREE社の物しかなく、契約先はCREE社の輸入総代理店である住友商事(株)以外にないため。	3	
極微細構造露光装置部品交換作業	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.22	(株)ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 （法人番号4010701007371）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,862,000	非公表	－	極微細構造露光装置は基板上に塗布したレジスト膜にサブマイクロメートルの精度で微細なパターンを露光することに用いるため業務上非常に重要な装置である。本装置の仕様及び各部の技術仕様を十分に熟知していることが必要不可欠である。本装置は、(株)ニコン社製でありメーカーはメンテナンス作業等を代理店に依頼しており、同社の販売その他部品交換、メンテナンスを行うことができる業者は(株)ニコンテック以外に代理店等は無く、他社は交換部品を入手出来ないので作業を請け負わせることができない。以上の理由により、依頼先として(株)ニコンテック以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
スパッタ源修理	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.22	（株）エイコー 東京都千代田区神田東松下町12 （法人番号5010001099365）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,198,800	非公表	－	本作業は、当該研究で使用する既存バッファ層製膜装置エイコー社製）に接続されている酸化モリブデン製膜用のスパッタ源及びペロブスカイト型太陽電池の電子輸送層の酸化チタン製膜用のスパッタ源の内部に設置されている永久磁石が経年劣化による膨潤を起こしているため交換修理するものである。また、酸化チタン製膜用スパッタ源については、カバーが破損しているため併せて修理を行う。修理においては、製膜時のプラズマが安定的かつ高強度に維持するための磁場閉じ込め機構、冷却機構などにおいて高度な知見を必要とする。また、本スパッタ源は高真空を達成するための真空排気系をはじめ、高周波供給機構、ガス供給機構、安全装置など複数の機構が連動することにより機能する装置であるため、装置の修理には本装置についての十分な技術やノウハウ及び知見を有し、また装置の性能保証や互換性を確保できることが必要不可欠となる。よって、本作業は本装置における必要十分な技術やノウハウ及び知見を有し、装置の性能保証や互換性の確保は可能な製造者である（株）エイコー・エンジニアリングの販売部門である（株）エイコー以外にないため。	6	
マイクロチャンネルプレートの修理	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.22	浜松ホトニクス（株） 静岡県浜松市東区市野町1126-1 （法人番号2080401004193）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,166,400	非公表	－	既存のマイクロチャンネルプレート（浜松ホトニクス(株)製　蛍光板付MCP　F2226-24P）が経年劣化によって不感部位が増加したため、緊急の修理が必要となった。本装置は、レーザーイオン化によって生じたイオンの検出器における位置を蛍光として出力するとともに、到達時刻も電圧として出力することができる装置である。既存の分子配向制御用真空チェンバー（バキュームプロダクツ社製）に組込み使用するため、配向制御用真空チェンバーの性能を損なうことなく使用でき、且つ互換性を保つことが必須要件である。当該マイクロチャンネルプレートは浜松ホトニクス社製であることから、本作業は装置構造を熟知した製造元の技術をもとに実施されなくてはならず、また、修理後確認試験等により装置の保証も必要となることから、本修理が行えるのは浜松ホトニクス（株）以外にはないため。	6	
マイクロ流体チップの射出成型による製作に向けた金型作製作業	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本　朗 （佐賀県鳥栖市宿町807-1）	H28.1.22	旭化成テクノプラス（株） 埼玉県児玉郡上里町嘉美1600-6 （法人番号2010001111066）	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,268,000	非公表	－	研究の全ての要求を満たす射出による成型を可能とする技術は、旭化成ケミカルズ(株)の「アモテック（AMOTECTM）」しかなく、当該特許権利の実施を許諾されているのは旭化成テクノプラスのみである。当該射出成型技術を利用したマイクロ流体チップが作製可能な金型を作成することができる旭化成テクノプラス（株）以外にないため。	8	
i線ステッパーの4インチSiC及び6インチSiC基板対応改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.25	（株）ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 （法人番号4010701007371）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	23,220,000	非公表	－	本件は、半導体製造工程において使用するステッパーを、4インチシリコン用から6インチシリコン及び炭化ケイ素用に改造するものである。改造はステッパーの搬送系とステージを6インチ炭化ケイ素用に改造する必要があり、炭化ケイ素基板は透明であるため、透明基板対応のセンサーを用いたウエハの搬送系にする必要がある。また、ステージは4インチ用になっているため、6インチに対応したステージに改造する必要がある。当該装置は、(株)ニコン製であり、装置の機能を維持しつつ、6インチ炭化ケイ素用に改造するには、装置構造を熟知して、装置の設計から作製までを行った(株)ニコン以外にはない。以上の理由により当該改造の契約先は(株)ニコンの唯一の代理店である (株)ニコンテック以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
高温イオン注入装置 IH860DSIC加速管及びクライオポンプ点検整備作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.25	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,903,650	非公表	－	本件は、高温イオン注入装置（株）アルバック製IH-860DSIC。コンソーシアム型共同研究の一環として、アルバック社が提供の加速管、クライオポンプの冷凍機、クライオポンプ用のコンプレッサーの点検整備を行うものである。長期使用による汚れ、摩耗等が原因で性能劣化してしまう消耗品の交換、電源等の出力の測定、及び校正を行う。装置内の高電圧部、高温部及び、危険ガスを物理的に封じ込める真空チャンバの部分の保守作業となるため、作業者は安全保障上及び機能上で装置固有の専門的な知識が必要となる。また、加速管やクライオポンプの保守作業後、本装置に接続し、真空度、印加電圧、ビーム電流、等の性能を満足する必要がある。当該装置の性能を維持し、製品保証を義務付けるためには、（株）アルバックが指定する製品の保守・サービスを行っているグループ企業のアルバック販売（株）にしか対応できないため。	6	
原子層堆積装置の燃焼式除害装置交換修理および立上げ作業　一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.25	エドワーズ（株） 千葉県八千代市吉橋1078-1 （法人番号8040001023451）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,624,449	非公表	－	原子層堆積装置の付帯装置である燃焼式除害装置（（株）エドワーズ製TPU-4）は、半導体材料ガスを燃焼・熱分解等で無害化を行う装置である。現在、長年の使用による劣化により燃焼が停止するトラブルが頻発している。プロセス中に燃焼式除害装置が停止すると、原子層堆積装置のALD成膜精度に重大な影響が発生するだけでなく、毒性ガスが除害されずに、直接排気ラインに流れこむ危険性がある。このため燃焼式除害装置の交換を行う必要がある。交換の際には燃焼式除害装置の用力の切離し及び再接続の作業が別途必要となるが、この作業は別途契約する。交換部品は完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。継続して装置保守を可能とするためには純正部品を使用して修理を行う必要がある。したがって、本作業の依頼先としては燃焼式除害装置の製造者である（株）エドワーズ以外にはないため。	6	
エンジン筒内燃焼評価システム修理	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.1.25	（株）小山ガレージ 神奈川県横浜市鶴見区駒岡1-28-36 （法人番号7020001017308 ）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,523,016	非公表	－	本修理は、既設のエンジン筒内燃焼評価システム（（株）小山ガレージ製、規格：エンジンヘッド、シリンダブロック、ピストン、クランク、回転部、オイル供給部、エンジン吸気部、エンジン排気部）のエンジンヘッド部等の破損による修理作業である。水素等をコジェネエンジンで利用するための高効率・クリーン燃焼技術の開発には、エンジン筒内の温度等の燃焼状態を評価することが必須であり、エンジン筒内燃焼評価システムがなければ、研究の遂行は不可能である。エンジン性能や燃焼データを取得するための中核設備であり、研究の遂行上修理作業は必要不可欠である。故障部のエンジンヘッド部及びカム軸部分の修理を行うには装置本体を分解する必要があるため、装置構造の把握や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。また、不具合再発を防ぐための対策部品の設計・施工も必要であり、対策品がエンジン性能に影響を及ぼさないよう精密な設計・施工や組み付け作業が必須である。装置の販売、保守、修理等の契約は（株）小山ガレージが直接行っており、代理店は使わないとの確認を行っている。このため（株）小山ガレージ以外に可能な業者はないため。	6	
ソフトウエア（VSim PA）の保守　1式	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.25	（株）エーイーティー 神奈川県川崎市麻生区栗木2-7-6 （法人番号9020001065057）	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,393,200	非公表	－	当該ソフトウエアを継続的に使用するためには、ソフトウエアアップデート、性能改善等のためのバージョンアップ、および技術サポートが必要不可欠であり、これらのサポートを行えるのは、版権者であるTech-X社以外には不可能である。なお、日本の総代理店は（株）エーイーティーである。以上の理由により、本サポートの契約先は、Tech-X社の日本総代理店である（株）エーイーティー以外にいないため。	7	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
大型基材表面処理用プラズマ源改造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.26	（株）SCREENファインテックソリューションズ 京都府京都市上京区堀川通寺之内上る4-天神北町1-1 （法人番号2130001053148）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,839,752	非公表	－	本改造は、現在のLIAアンテナの配置を変更し、さらに高周波電源を一台追加し、従来は一台の高周波電源で制御していたアンテナを二組にわけ、それぞれ独立に電力を供給して制御することを主とする。配置を変更し二組に分けたアンテナの独立制御では、それぞれに電力供給されるアンテナから放出される高周波電力の干渉を避けることが肝要である。従って、本改造を実施するためには、当該装置のアンテナ及び付随する装置類（電源、整合器等）を熟知している製造者の技術を基に実施すること並びに改造完了後の確認試験において装置の保証可能であることが必要不可欠となる。よって、当該装置の改造を行えるのは装置を製造した（株）SCREENファインテックソリューションズ（旧大日本スクリーン製造（株））以外にないため。	6	
2段式ガス銃組立整備作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.1.26	（株）宇宙船 東京都西東京市保谷町6-19-4 （法人番号6012701002689）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,836,000	非公表	－	当該装置は、解体した状態で保存されており、また経年劣化がみられることから、そのままの状態では使用することができておらず、引き取り、分解の上、全面的なオーバーホールを行うことが必須である。ピストン部が経年劣化により消耗し、使用不可能な状態のため、新規に製作することが必須である。オーバーホールにより、弾丸、ピストン通過部の内径が変化する恐れがあるため、真空槽等の採寸が必要で、また、作製ピストンはすり合わせにより、精緻に作製しなくてはならず、弾丸を所定の速度まで加速できるよう極めて高度に軸調整をする必要があるため、全ての資産について一式同時に据付調整を行う必要があり、いずれも保証期間が終了しており、それらの資産を組み合わせての据付調整が必要なことから、無償での対応は難しい。本装置を新品で購入することも選択肢として考えられるが、非常に高価であり、今回の組立整備作業を行う方がはるかに安価である。また、これらの装置は（株）宇宙船製であり、装置の情報に精通している業者は（株）宇宙船以外になく、（株）宇宙船には代理店も存在しないことから、本作業を遂行できるのは（株）宇宙船以外にないため。	6	
高圧ジェットリフトオフ装置オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.26	ミクロ技研（株） 東京都中央区日本橋兜町15-12 （法人番号9010001058326）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,248,048	非公表	－	当該装置は、有機溶媒であるNメチル2ピロリドンを高温高圧のジェット流として、サンプル表面にたたきつけ、効率よくレジストマスクのリフトオフを行う装置として、2004年3月にもともとハードディスクの磁気ヘッドを製造する装置の一つとして開発されていたものを、研究用にスケールダウンして作成したワンオフの装置である。当センターで行っている磁気抵抗素子の開発に必要不可欠な当該装置の駆動部が、経年劣化や摩耗により動作が不安定となってきたことから、オーバーホールを依頼するものである。当該装置のオーバーホールを実施できるのは、製造元であるミクロ技研（株）以外にはできないため。	6	
ArF液浸露光装置用ハーフトーンフォトマスク	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.27	凸版印刷（株） 東京都台東区台東1-5-1 （法人番号7010501016231）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,484,000	非公表	－	ArF液浸露光装置用ハーフトーンフォトマスクは、各メーカ独自のノウハウによって作製されるため、設計図は同じであっても、フォトマスクの仕上げはメーカによる差が生じることとなる。従って、データの連続性の確保は非常に重要な要因となる。これまでに基礎実験で用いたフォトマスクは、凸版印刷（株）が製造したものであり、既に得られた最適化条件や、実験データを活用し標準物質開発を円滑に遂行するためには、これまでと同様に当該社に依頼することが必須である。よって、本案件の契約先は当該製品の製造を行っている凸版印刷（株）以外にはないため。	3	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
X線光電子分光装置（ESCA）制御用コンピュータアップデート	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.27	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519 ）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,644,000	非公表	－	既存の構造解析装置は約15年前に初期導入されたものであり、その後は装置制御用コンピュータの更新は行っていない。そのため老朽化により度々不具合が生じてきており、継続して使用するためにはコンピュータを更新する必要がある。また、制御用コンピュータは当該装置用に独自に作成され構成品を一元的に制御可能な信号の入出力が行えるインターフェースを用いて制御を行えることが必要不可欠である。以上のことから、当該作業は本体装置構造の全てを熟知した製造元の技術をもって実施されることが不可欠であり、作業完了後の確認試験において装置の保証が可能である事業者は、製造元であるアルバックファイ社以外に存在しないため、本件の契約相手先は、当該社の契約窓口であるアルバック販売（株）以外にないため。	6	
レーザー光源装置	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.1.28	（株）オプトクエスト 埼玉県上尾市原市1335 （法人番号6030001042561）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,044,000	非公表	－	本装置は、近赤外脳機能計測技術（fNIRS）によるプローブ設置位置の毛髪の多寡に応じて生じるチャンネル間のS/N比の格差を是正するために必要となる装置であり、現有装置（㈱オプトクエスト製）との併用により、特許出願中（特願2015-027690）の効果の実証と領野間の賦活の統計比較を実現することで神経ネットワークの再構築のモニタリングが可能であることを示すことを目的としている。本装置と現有装置間には互換性が必須であることから本件に対応可能な業者は㈱オプトクエスト以外にないため。	4	
分光エリプソ薄膜解析装置のXYステージ交換修理作業 一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.28	ケーエルエー・テンコール（株） 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 （法人番号6020001010379）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	17,688,996	非公表	－	本案件の対象資産である分光エリプソ薄膜解析装置は、半導体デバイスを構成する各種薄膜の膜厚測定を行う装置であるが、経年劣化のためXYステージに故障が生じ、300 mmウエハ全面の膜厚分布を測定できない状態となった。各種プロセスの品質管理、デバイスの膜厚確認を行うためには、故障したXYステージの交換修理を行う必要がある。測定精度を維持するためには、交換する部品は、当該装置と完全な互換性を持つことが必要で、当該装置が正しく機能するためには、装置の製造元であるケーエルエー・テンコール（株）の技術と品質管理による交換修理が必須であるため。	6	
高周波電磁界解析ソフトウェア	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.28	（有）ソネット技研 千葉県佐倉市ﾕｰｶﾘが丘5-1-1-706 （法人番号7040002064826）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,705,162	非公表	－	第一に、三次元高周波電磁界シミュレータであり、対象解析空間として3層以上（4層以上の誘電体層に対応）の導電体プレーナー構造の電磁界解析が可能であること。第二に、電磁界解析手法として、ソフトウェア搭載マシン（CPU,メモリー規模）の都合、比較的小規模なパーソナルコンピュータでも対応可能な、モーメント法であること。第三に、業界標準回路シミュレータSPICE用等価回路抽出機能を有すること。第四に、外部インターフェースツールとしてレイアウト標準フォーマット（GDS II)対応を有すること。の4項目の機能を有することが、SOIウェハ上の電極配線配置を含めたPNダイオード・アクティブデバイス全体の高周波特性のシミュレーションのために必要不可欠となる。既存ソフトウェアの互換性及び蓄積した設計データの連続性の確保の両観点、並びに上述する4項目の機能を有するソフトウェアは、「Sonnet社製三次元高周波電磁界シミュレータLevel2/3 Suites LEVEL3 GOLD」しか存在しないため、本ソフトウェアを使用する。日本国内においては、（有）ソネット技研が、Sonnet社と独占的販売契約を締結しており、国内唯一の販売代理店となっている。よって、契約先は、（有）ソネット技研しかないため。	4	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
MEMS シリコンドライエッチング装置用ドライポンプ修理	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.1.28	住友精密工業（株） 兵庫県尼崎市扶桑町1-10 （法人番号4140001049416）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,822,005	非公表	－	当該装置は排気系にドライポンプを使用しているが、経時による排気堆積物の付着によりドライポンプ装置がアラームの表示を出し動作の不具合が生じている。装置業者である住友精密工業（株）に問い合わせたところ、ドライポンプを修理する必要があることが判明したが、装置の保証期間経過後である。当該装置のドライポンプを装置業者にて取り外し、分解、修理して、再度装置に取り付ける作業を行うが、修理完了後に装置を再起動して、ベース圧力3x10-5Pa以下、所定のレシピにおけるエッチング時圧力が3.5Pa以上が達成されていること、シリコン深堀エッチング用の所定のレシピ（AIST Deep-SOI A-3）によって、シリコンウエハをエッチングし、3μm/min以上のエッチグレートが得られていることという仕様書を満たす必要がある。これが可能となるのは装置製作業者である住友精密工業社以外は極めて困難である。また、他社による実施のために、適正ではないパーツ等の使用、手順の異なる作業によって装置に不具合が生じた場合、それ以降の修理・メンテが事実上不可能になる可能性が極めて高い。したがって、当該装置修理を行えるのは装置製作業者である住友精密工業（株）以外にないため。	6	
高精度イオン（SHX）セルコントローラータスク異常修理作業　一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.1.28	住友重機械イオンテクノロジー（株） 東京都品川区大崎2-1-1 （法人番号3010701022818）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,833,408	非公表	－	本装置住友重機械イオンテクノロジー（株）（以下、SEN(株)と言う。）製の高精度イオン注入装置（SHX）は、セルコントローラー通信異常が頻繁に発生するようになり、アラームログの解析を行った結果、セルコントローラーの故障であることが判明した。現在、装置エラー停止によりイオン注入作業が出来ない状態である。不具合の原因は長年の使用によるセルコントローラーの劣化によるものである。このため、セルコントローラーの交換を行う必要がある。イオン注入精度を維持するためには、交換する部品が、SEN(株)社製の高精度イオン注入装置（SHX）本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。よって、本件の契約先は、当該高精度イオン注入装置の製造者である住友重機械イオンテクノロジー（株）以外にはないため。	6	
実路走行実験による運転行動データの収集作業	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.1.29	（株）RTC 群馬県高崎市貝沢町１１５０-１ （法人番号2070001010618）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	3,662,000	非公表	－	実路走行実験による運転行動データの収集実験は、昨年度に実施した“DS実験および実路走行実験による運転行動データ収集作業の継続課題であり、ドライビングシミュレータ実験により、運転行動調整力の高いドライバ群と低いドライバ群の存在を明らかにした。この運転行動調整力の高低群と交通状況に適応した運転実施能力との関連性を解明することが、本研究での主眼であり、運転行動調整力の高い被験者と低い被験者が実路走行実験に参加することが必要不可欠となる。昨年度の“DS実験および実路走行実験による運転行動データ収集作業”は、被験者の募集からドライビングシミュレータ実験の遂行作業を外注し、（株）RTCが担当した。本研究を推進する上で必要不可欠な昨年度の被験者の個人情報（氏名、住所、電話番号）は、（株）RTCしか保有していない。昨年度のドライビングシミュレータ実験に参加した被験者と連絡を取り、今回の実験へ再招集できる契約先としては（株）RTC以外にはないため。	3	
透過電子顕微鏡Tecnai G2 F20装置修理保守作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.1.29	日本エフイー・アイ（株） 東京都港区港南2-13-34 （法人番号9010401058792）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,019,540	非公表	－	透過型電子顕微鏡のこれまでの使用により電子線源部の消耗部品（FEGチップ）が劣化し装置本来の解像度の性能が低下しており、これを放置した場合には電子顕微鏡として高分解能観察の用途を果たすことができなくなるため、本保守作業による当該部品の交換によって装置の動作を良好な状態に復帰させことが必要である。また、保守終了後、本体顕微鏡の性能保証も必要となる。日本エフイー・アイ（株）は、当該装置の製造者であるFEI社（本社米国）の日本法人であり、当該装置の日本国内での販売・サービスの実施が認められているのは同社のみであるため、本保守作業を行えるものは日本エフイー・アイ（株）以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
加圧注水シミュレータソフトウェアライブラリ	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.2.1	石油資源開発（株） 技術研究所 千葉県千葉市美浜区浜田1-2-1 （法人番号:3010001108219）	研究所の情報システムのプログラムの改良又は保守を行う場合において、当該プログラムの著作権その他の排他的権利に係るプログラム若しくは特定役務の契約であって、当該調達の相手方が特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,800,000	非公表	－	本ライブラリは、複数の個別フラクチャーからなるネットワーク（Discrete Fracture Network: DFN）モデルの流体流動を解析し、注水に伴うフラクチャー孔隙圧変化による開口挙動およびせん断すべりによる透水性の改善を評価する機能を有するものである。地熱チームでは、これまで2年間にわたり、本ライブラリを使用したシミュレーションソフトウェアの開発を行ってきた経緯があり、本事業でもこのシミュレーションソフトウェアをベースにして更に高精度のシミュレーションソフトウェアの開発を行う予定である。そのため本ライブラリ以外のライブラリが納入された場合、継続的な開発は不可能と判断する。本ライブラリは、知財化された加圧注水シミュレータソフトウェアライブラリ「SHIFT」のソースコードが不可欠となる。「SHIFT」は石油資源開発（株）が知財化しており著作権および販売権により排他的権利を有するため、契約先は石油資源開発（株）以外にないため。	7	
SiC製小型耐圧容器	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.2.1	国立大学法人室蘭工業大学 北海道室蘭市水元町27-1 （法人番号:4430005010204）	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	10,800,000	非公表	－	本容器は，NITE法を用いた工程によってのみ製作が可能となる。NITE法プロセスと関連した特許として「SiC繊維強化型SiC複合材料の製造方法」及び「SiC繊維強化型SiC複合材料のホットプレス製造方法」（発明者：香山 晃、加藤 雄大）の2件は（株）エネテック総研が優先実施権を保有している。（株）エネテック総研に調達の可能性を照会したところ，NITE法による複合材料事業については、事業ベースに乗れない（採算が取れない）ため、現在、事業そのものを停止中である旨の回答があった。また、（株）エネテック総研より、NITE法による複合材料を用いた製作については，国立大学法人室蘭工業大学しか対応できないとの示唆があった。同大学教職員で発明者の香山晃教授のノウハウと指導の下であれば製作可能であり，大学の成果物供与として有償譲渡が可能である旨の回答を得ている。上記により、国内における唯一の契約選定先は国立大学法人室蘭工業大学以外にないため。	8	
有機蒸着装置排気系整備作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.1	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,036,824	非公表	－	本作業は、当所で使用している真空蒸着装置が老朽化及び摩耗により故障したため、消耗部品の交換及び点検を行う作業である。本件は、当該装置の構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならず、また、メンテナンス後確認試験等により装置の保証も必要不可欠である。以上のことから、当該装置の整備作業を行えるのは、当該装置の製造元であるアルバック社以外に存在しないため、本件の契約相手先は、当該社の契約窓口であるアルバック販売（株）以外にないため。	6	
蛍光エックス線分析法（XRF）校正用金属多層膜試料	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.2	NTTアドバンステクノロジ（株） 材料分析センタ 神奈川県厚木市森の里若宮3-1 （法人番号9011101028202）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,484,000	非公表	－	本物品は同じく共通測定試験を行うためのものであるが、銅とニッケルの厚さを1ミクロンに変えるものである。今回も同じ事業者が製造すれば、蓄積した製造ノウハウを用いて、同じ成膜条件、同じ成膜装置を用いることができ、同じ品質で異なる厚さの金属多層膜の製造が可能である。他事業者では製造条件等を最初から再構築しなければならない。また、試料の品質が異なれば5ミクロンの膜と1ミクロンの膜の共通測定試験の比較に支障が生じることになる。以上の理由により、試料の品質を継続することができ、蓄積されたデータの連続性を確保するためには、調達先は実績のあるNTTアドバンステクノロジ（株）以外にないため。	3	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
シリコンウェーハのSIMS／SR分析	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.2	（株）東レリサーチセンター つくば営業所 茨城県つくば市東新井3-4 （法人番号5010001051549）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,062,720	非公表	－	当該プロジェクト内で、過去に東京大学から入札制度により他機関へ同様の分析依頼を行ったところ、SIMS分析結果とSR分析結果の整合性が得られず、新世代Si-IGBT試作条件を決定することができなかった。その後、産総研から入札制度により（株）東レリサーチセンターにSIMS／SR分析を依頼したところ、信頼性の高い測定結果が得られ、新世代Si-IGBT試作条件を決定することができた。このことは、分析機関によって精度が大きく異なること、及び（株）東レリサーチセンターの分析精度は研究遂行に十分であったことを意味している。今回、他機関に分析を依頼した場合、再び分析精度の差異により新世代Si-IGBT試作条件の決定に至らない可能性があり、研究遂行上、十分な分析精度を有する実績を持つ（株）東レリサーチセンターに分析を依頼することが望ましい。平成28年1月19日に行われた当該プロジェクト会議において、東大・東工大・明大・産総研・東芝・三菱の合議で、前回と同じ分析機関への依頼を希望することが決められた。 本分析は研究上、前回の分析と連続性を有している。分析には測定誤差が伴うが、本件を引き続き同一分析機関へ依頼することにより、測定機関間の誤差・差異を排除でき、新世代Si-IGBT試作条件をより高精度で確定できる。本分析を実施できるのは（株）東レリサーチセンターのみであるため。	3	
エネルギー分散型X線分析装置の改造作業	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本　朗 （佐賀県鳥栖市宿町807-1）	H28.2.2	（株）日立ハイテクノロジーズ 九州支店 福岡県福岡市博多区上川端町12-20 （法人番号4010401021648）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,212,000	非公表	－	エネルギー分散型X線分析装置の検出器を液体窒素による方式から液体窒素を使用しない方式に改造し、走査電子顕微鏡（HITACHI S-4300　日立ハイテクノロジーズ製）に取り付けて使用する。なお、本作業は、エネルギー分散型X線分析装置及び電界放射型走査電子顕微鏡の2つの装置の技術的ノウハウを熟知して、尚且つ、作業にあたっては図面等の基本データをもとに行うが必要がある。したがって、本改造作業は、エネルギー分散型X線分析装置の取扱会社で、なお且つ電界放射型走査電子顕微鏡の製造元である日立ハイテクノロジーズ（株）以外ないため。	6	
4インチφ単結晶SiC厚膜エピ基板（設定膜厚263μm）	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.3	昭和電工（株） 東京都港区芝大門1-13-9 （法人番号9010401014548）	特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をすることから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,669,976	非公表	－	産総研と昭和電工（株）と一般財団法人 電力中央研究所の3者が共同にて所有するSiCエピタキシャルウェハ作製に関する技術情報で、昭和電工（株）が独占的に使用することに関して、合意を得た上で（財）日本産業技術振興協会 産総研イノベーションズと契約済みの以下2件である。 （1）管理番号：H18NOH-375 名称：SiCエピタキシャルウエハ作製におけるパーティクル抑制方法 SiCエピタキシャルウエハ作製において、エピタキシャル成長の異常及び表面モフォロジーの乱れの原因となるパーティクルがCVD炉内において成長前のSiC基板表面に付着するのを防ぐ方法。 （2）管理番号：H18NOH-376 名称：高均一SiCエピタキシャルウエハ作製方法 CVD装置において基板温度1575度、CVD炉内圧力200mbar、水素ガス流量120slm、シランガス流量32sccm、プロパンガス流量16sccmの成長条件を用いることにより、膜厚均一性1%前後、濃度均一性7%前後を実現する。このとき、噴出し口外側の水素流量を90slm、中央部の水素流量を30slm、合計120slmにする。上記により、膜厚均一性と濃度均一性をもつエピタキシャルウェハを得ることができる。 管理番号：H18NOH-375と管理番号：H18NOH-376の産総研のSiCエピタキシャルウェハ作製に関する技術情報を独占的に使用できる会社は、昭和電工株（株）だけであるため、製造メーカーとしては昭和電工（株）しかなく、契約の相手方としては昭和電工（株）以外にないため。	8	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
膜構造解析装置他移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.5	（株）日立ハイテクフィールディング つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 （法人番号9011101029712）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,583,280	非公表	－	本作業は、対象となる装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要である。本作業を行うにあたって不具合を生じさせること無く移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて性能確認、解体及び組み立て等の作業を行う事ができる者であることが必要不可欠となる。よって、当該装置の移設を行えるのは、当該装置の製造業者である（株）日立ハイテクノロジーズにおけるメンテナンスサービス等担当会社である（株）日立ハイテクフィールディング以外にないため。	6	
有機蒸気分離評価測定装置他移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.5	ジーエルサイエンス（株） 茨城県つくば市二の宮3-13-2 （法人番号6011101008586）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,533,600	非公表	－	本作業は、対象となる装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要である。本作業を行うにあたって不具合を生じさせること無く移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて性能確認、解体及び組み立て等の作業を行う事ができる者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置の移設を行えるのは、当該装置を製造したジーエルサイエンス（株）以外にないため。	6	
酸化膜エッチャー(Telius)ローダーアームロボット更新作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.8	東京エレクトロン（株） 東京都府中市住吉町2-30-7 （法人番号4010401020757）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,960,000	非公表	－	本件は酸化膜エッチャーの搬送容器からエッチング加工処理を行うチャンバーへの300mmウェハの受け渡し用で使用されているローダーアームロボットの更新を行う作業である。現行のローダーアームロボットは既にオーバーホールするための部品の入手が不可能な状態となっており、またメーカーでの対応も2012年で終了しているため、今後トラブルが発生した場合、完全に修理不可となる。ウェハの搬送精度を維持するためには、交換する部品が、酸化膜エッチャー本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須で、酸化膜エッチャー本体の性能保証も必要であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。従って、本件の契約先は、当該エッチング装置の製造者である東京エレクトロン（株）以外にはないため。	6	
天然ハイドレートコアガス密度精密解析装置超伝導磁石部修理作業	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本　修 （北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1）	H28.2.8	ブルカー・バイオスピン（株） 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 （法人番号8020001059836）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,955,148	非公表	－	本作業は、当該装置の構成をなす超伝導磁石部が、経年使用により超伝導磁石部の冷媒の気化速度が速くなり、適切な冷媒気化速度を確保できない状況となり、当該不具合解消のため修理を行う必要が生じた。修理に際しては、当該装置の機能・性能が維持されなければならず、そのためには、構造を十分に熟知した製造元の技術・ノウハウ及び交換部品をもとに実施されなくてはならない。励磁作業に際しては、冷媒ヘリウムの予期せぬ気化（クエンチ）による窒息等の重大事故を起こす危険性があり、安全上、装置の構造および特性を十分に熟知した者が作業を行う必要がある。また、メンテナンス後確認試験等により装置の保証も必要となることから、当該装置の製造元であるブルカー社（独国）の国内総代理店であるブルカー・バイオスピン（株）以外に行える者はないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
高分解能電子線描画装置オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.8	（株）クレステック 東京都八王子市大和田町1-9-2 （法人番号9010101009550）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,017,455	非公表	－	本件は高分解能電子線描画装置（(株)クレステック社製、型式：CABL-9410TFNA）のオーバーホールである。電子銃チップの寿命は6000時間（メーカー保証）で劣化する為、メンテナンスで他の消耗部品と共に毎年定期的な交換を必要とする。また、経年劣化した部品は設置後、約15年が経過しているため、性能維持のために部品交換が必要である。高分解能電子線描画装置の消耗部品である電子銃チップは電子銃[TFEエミッタ(型式：TFEM-01)]を組み込んだガンアッセンブリで構成される。この部品は（株）クレステック社が開発した部品であり、他社の部品とは互換性がない。また、その他の消耗部品を組み込む箇所も製造業者固有の技術を有している。その為、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。従って、（株）クレステック以外にないため。	6	
圧縮試験機・整備点検作業	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山　信一 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.8	（株）前川試験機製作所 東京都大田区大森南2-16-1 （法人番号5010401027801）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,620,000	非公表	－	当該装置は納入後30年を経過しており、内部油路系や機構部分など汚れ及び老朽化により不具合が多発し、制御精度も著しく落ち始め、整備点検が必要である。当該装置の整備点検には、装置の設計・構造・仕様等を熟知している必要がある。装置の設計・構造・仕様等は当該装置の設計・製造を行った（株）前川試験製作所の企業秘密であり、公開されていない。これらの情報無しに整備点検を行った場合、得られたデータからの情報特定に重大な影響を及ぼす。従って、当該装置の整備点検作業が可能なのは（株）前川試験製作所しかないため。	6	
走査型電子顕微鏡オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.8	日本電子（株） 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 （法人番号9012801002438）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,093,500	非公表	－	走査型電子顕微鏡（日本電子（株）製JSM-6301F）は、当グループが実施している固体酸化物燃料電池、高温水蒸気電解セル、レドックスフロー電池等の研究に使用する各種材料表面の形状観察・分析のために不可欠なものであるが、経年変化による部品の劣化により、測定に必要となる真空度に達しない、必要とされる解像度での像が得にくいなどの障害が発生してきたことから、当該装置の劣化部を特定して部品の交換を行うとともに、本来装置が有する性能を回復させるためにオーバーホール依頼するものである。当該装置のオーバーホールし、オーバーホール後の機能・性能を確保するためには、当該装置の製造元である日本電子（株）以外にはできないため。	6	
X線光電子分光装置用真空排気系の改造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.9	バキュームプロダクツ（株） 東京都小平市御幸町16-2 （法人番号3012701004457）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,681,640	非公表	－	X線光電子分光装置の現在の排気系は、分析室の主排気系ゲートバルブの開閉、ターボ分子ポンプ（以下TMP）やロータリーポンプ（以下RP）及びそれらの間のバルブ開閉が手動のため、無人運転・終夜運転時や地震発生時に停電した際に、TMPの背圧側の大気ベントやそれによるTMPの破損、RPの油蒸気の逆流によるTMPや分析室の汚染等が起こり得る。これらの問題を解決するため、安全に当該装置を停止させるための自動排気システムを組込むための改造を行うものである。当該装置は複数のTMPやRPから構成されており、当該増設を行うには高度な真空状態の調整技術を必要とするため、本体装置構造及び制御系を熟知している製造者の技術を基に本改造を実施することが必要不可欠である。よって、当該装置の改造を行えるのは製造者であるバキュームプロダクツ（株）以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
掘削試験装置泥水循環システム整備	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山　信一 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.10	鉱研工業（株） 東京都豊島区高田2-17-22 （法人番号8013301022968）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,542,240	非公表	－	エアレーテッド泥水掘削試験装置（以下、掘削試験装置という）は、鉱研工業（株）により製造されたもので、掘削自動制御装置をも具備した唯一無二の試験装置である。整備過程において、掘削試験装置の一部を構成する鉱研工業（株）製の2台の泥水ポンプ（型式：MG-10及びMG3Ren-10L）並びに掘削自動制御装置に接続され泥水循環を制御するのに使われる電磁流量計（型式：335/372-25A）に経年劣化に伴う動作不良が見出され、掘削評価する性能を担保するための緊急整備が必須となった。掘削試験装置の一部を構成する泥水ポンプ並びに電磁流量計は、鉱研工業（株）によって過年度に一品製作されたものであり、動作不良を解決するためにはそれらの構造・機構及び交換部品の製作、設置方法に関して熟知するだけではなく、掘削自動制御装置との電子制御信号のやり取り等の連動機構にも精通している必要がある。動作不良の既設装置類の取外し・分解、交換部品等の新規製作並びに装置類を含めた組上げ、掘削自動制御装置を備えた当該掘削試験装置の適正な動作確認などは当該装置類一式を熟知しているとともに、これら装置類の撤去や設置等についても十分な経験を有することが必須であるため、本件は当該掘削試験装置の製作業者である鉱研工業（株）以外に当該整備の遂行は不可能であるため。	6	
吸着測定装置他移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.12	マイクロトラック・ベル（株） 東京営業所 東京都新宿区高田馬場1-30-4 （法人番号2011001042160）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,184,760	非公表	－	本作業は、対象となる装置の移設先への運搬作業だけではなく、移設前の性能確認作業、搬出のための解体作業、移設先での装置組み立て作業、移設後の性能確認作業が必要である。本作業を行うにあたって不具合を生じさせること無く移設作業を実施するためには、当該装置が持つ固有の構造及び機構、並びに制御プログラムに関する情報を熟知しており、それらに基づいて性能確認、解体及び組み立て等の作業を行う事ができる者であることが必要不可欠となる。以上のことから、当該装置の移設を行えるのは、当該装置を製造したマイクロトラック・ベル（株）以外にないため。	6	
多目的エックス線回折装置オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.12	ブルカー・エイエックスエス（株） 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 （法人番号6020001059838）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,092,960	非公表	－	多目的エックス線回折装置（ブルカー・エイエックスエス(株)製）を導入以降、ほぼ連日の稼働で使用頻度が極めて高いことから、既に管球の累積の点灯時間は交換の目安時期（7000時間）に迫っている。このため、今後、照射強度不足による測定精度・感度の低下によりデータ収集が困難となり、研究効率の低下が懸念されることから、現在の角度精度(0.01°以下、2θ)を確保した上で、新しい管球への交換を行う。また、本作業にあわせ、現状では2θの測定可能範囲が結晶相の同定により適した87°となっているところを、構造変化の定量的な評価に適した140°以上も観察可能とする設定に変更する必要があるため、ケーブル類の再引き回しとリミットスイッチの再設定をし、動作確認を行う。当該装置をオーバーホールし、オーバーホール後の機能・性能を確保するためには、当該装置の製造元であるブルカー・エイエックスエス(株)社以外にはできないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
枯渇油ガス田を対象とした二酸化炭素地中貯留における地下微生物活動によるメタン生成反応シミュレーションの高精度化	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山　信一 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.15	地熱技術開発（株） 東京都中央区新川1-22-4 （法人番号9010001050522）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	1,998,000	非公表	－	シミュレータとして米国ローレンスバークレー国立研究所が開発した地下水流動シミュレータTOUGH2をベースに、ニュージーランド国IRL社により地化学反応モジュールが組み込まれたChemTOUGHに適宜パラメータの追加等の拡張を行いながら使用して来た。同シミュレータに間隙水のpH条件を考慮した微生物によるメタン生成反応のモデル化を実施するための高度化改修を行う。また、改修後のシミュレータを用いて、原位置環境下での微生物によるメタン生成ポテンシャル評価を行う。過去3年に渡って本件研究に使用されており、今般シミュレータを変更することは、過去のデータからの継続性やシミュレートしたデータの比較検討上問題となる。本件研究で使用するシミュレータとしてはChemTOUGHに必要なパラメータを追加して使用するのが合理的である。ChemTOUGHは上記の通り米国ローレンスバークレー国立研究所が開発したソフトをベースとしているが、同所の方針により機能拡張版であるChemTOUGHの権利は開発社であるIRL社が有している。このため、ChemTOUGHの機能拡張はIRL社しか行うことができない。地熱技術開発（株）はIRL社の唯一の日本窓口であり、本件を契約可能なのは、地熱技術開発（株）しかないため。	3	
表面状態解析装置システム更新作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.2.15	（株）三ツワフロンテック 大阪府大阪市北区天神橋3-6-24 （法人番号9120001071004）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	4,735,411	非公表	－	本装置は電池材料等の表面状態を光電子分光法で解析する装置である。制御PCの上位モデルへ更新、測定・解析ソフトウェアを更新、インターフェース更新、イオンポンプ更新、ガスケット類の交換及び標準試料によるエネルギー校正と分解能の確認等のシステム更新を行い本装置を活用することで、電極／電解液界面で生ずる副反応生成物や電極表面で劣化現象、電極の酸化還元反応を定量的に計測できるようになり、材料の電気化学特性発現の本質を解明し高機能材料開発が推進可能になる。（株）三ツワフロンテックは、本装置の製造元であるアルバック・ファイ社の販売地域における唯一の代理店であり、本装置の販売・修理・改造を請け負っている。したがって、今回の「表面状態解析装置システム更新作業」の受注先としては、（株）三ツワフロンテック以外にないため。	6	
高圧岩石浸透試験装置の改造	契約担当職 つくば中央第七事業所研究業務推進室長 長山　信一 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.15	（株）プレテック 千葉県千葉市稲毛区山王町364-1 （法人番号9040001016314）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	3,902,580	非公表	－	高圧岩石浸透試験装置（（株）プレテック社製HPRIE-50Vは手動油圧ポンプで軸力を載荷することで、最大荷重10トンまでの岩石における変形・破壊ならびに浸透率測定実験が可能な構造となっている。しかし、今後の研究目標を達成するためには軟岩のうち頁岩等の硬い岩石を対象とした実験を可能とする必要があり、そのためには10トン以上の最大荷重が必要となる。本作業では、現存フレームの耐荷重を10トンから30トンに強化し、より硬い岩石における実験が可能となる仕様に改造を行う。同時に、軸方向の変位制御による精密な変形・破壊実験が可能となるように、軸力載荷プロセスを自動化するための軸力載荷ユニットへの改造を行うものである。本件作業において、軸力載荷ユニット一式を本システムに組み入れる際には、装置の細部にわたる性能・構造等を熟知している必要がある。本件作業を当該装置を製造した社以外に発注した場合は、当該装置の性能・信頼性に影響を及ぼす可能性がある。当該装置は（株）プレテックが製造・販売したものであり、整備、改造等も代理店等は介さずに同社が直接行っている。以上により、本件作業を受注可能なのは（株）プレテック以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
セシウム原子時計セシウムビーム管交換作業	契約担当職 つくば中央第三事業所研究業務推進室長 掛札　泰司 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.16	丸文（株） 東京都中央区日本橋大伝馬町8-1 （法人番号8010001057337）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,199,280	非公表	－	UTC(NMIJ)の原振としてセシウム原子時計を使用する場合、その仕様値は下記のように定義されている。この値は周波数校正業務における不確かさの算出根拠となっており、このUTC(NMIJ)の不確かさは国際的にも認証・登録されている。 正弦波信号出力レベル：実効値1 V 以上(負荷インピーダンス50Ω時) 1 pps信号出力レベル：2.4 V 以上(負荷インピーダンス50Ω時) 周波数確度：±2.0E-13以内 周波数安定度(平均時間1秒)：5.0E-12以下 周波数安定度(平均時間10秒)：3.5E-12以下 周波数安定度(平均時間100秒)：8.5E-13以下 周波数安定度(平均時間1000秒)：2.7E-13以下 周波数安定度(平均時間10000秒)：8.5E-14以下 周波数安定度(平均時間100000秒)：2.7E-14以下 周波数安定度(平均時間5日間)：1.0E-14以下 この要求仕様値を満たさない場合には、周波数校正業務を停止することとなるため、経年劣化により使用不能となったセシウムビーム管を交換することが必要である。当該装置（セシウム原子時計、型式5071A、米国Hewlett-Packard社製）のセシウムビーム管交換作業は、米国Hewlett-Packard社から米国MicrosemiFTD社に移管されている。本件を履行可能な者は、米国MicrosemiFTD社の唯一の日本国内総代理店である丸文（株）以外にないため。	6	
レーザー干渉計修理	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.16	（株）ニコンエンジニアリング 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-30-4 （法人番号902000100033）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,014,200	非公表	－	厚膜レジスト微細パターン露光装置（（株）ニコン社製　縮小投影露光装置PrA－Ⅱ）は、小片及び小口径ウェーハでのテストデバイスの露光作業に必要な露光装置であり、ナノメーター精度かつ高精度なメカ駆動が要求される。車載用測距センサの開発で使用する当該装置のレーザー干渉計が故障したため、レーザー干渉計を修理する。当該装置は超精密機器であることから、レーザー干渉計の取外し及び取付け、調整及び稼働後の動作保証と安全運用の確保が必須であり、装置機構、材料、稼働プロセスを完全に把握し、かつ、当該装置に係る精密な調整を実施する技術を有していることが必須条件となる。これらの条件を満たすのは、当該装置の製造業者である（株）ニコンにおける当該装置のメンテナンスを行う（株）ニコンエンジニアリング以外には存在しない。よって、本件を履行可能なのは、（株）ニコンエンジニアリング以外にないため。	6	
低加速電子顕微鏡汎用化のための試料ステージ安定化機構の増設	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.17	日本電子（株） 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 （法人番号9012801002438）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,987,000	非公表	－	本件は既存装置に接続して使用するモーター駆動機構の超高精度の試料ステージ安定化機構の増設であり、原子レベル高分解能観察時の試料ドリフト補正時においての高精度なキャリブレーション及び倍率の同期など極めて綿密な連携が必要不可欠である。本装置は、日本電子(株)が製造元であり、構造、機構及び機能を十分に熟知するとともに、装置の増設に関する技術及びノウハウを持ち合わせる事業者は同社以外に存在しない。また、増設後の既存装置の正常稼働の保証も必要となることから、本件の契約相手先は日本電子(株)以外にないため。	6	
低温酸化膜形成装置真空排気系オーバーホール	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.19	サムコ（株） 京都府京都市伏見区竹田藁屋町36 （法人番号4130001014511）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,578,411	非公表	－	本装置は、利用開始から約2年が経過し、真空排気系の定期オーバーホールを行う必要がある。本装置は、サムコ(株)製であり、作業としては真空排気装置(ドライポンプ)のオーバーホールであり、代替機の準備と交換及び動作確認が内容である。ドライポンプの品質保証やその後の装置全体の機能・性能が保障されるためにはサムコ（株）以外に作業を請け負わせることができない。以上の理由により、作業依頼先として、サムコ（株）社以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
X線光電子分光装置移設作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.22	サーモフィッシャーサイエンティフィック（株） 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 （法人番号2020001041444）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,488,400	非公表	－	本件は、サーモフィッシャーサイエンティフィック（株）から譲渡されることとなったX線光電子分光装置一式を、産総研つくばセンターへ移設し、再稼動のための調整作業を行うものである。本装置は、元々は三菱ガス化学（株）が所有していたものであるが、現在はサーモフィッシャーサイエンティフィック社の管理・所有物品となっている。この度、所内における寄附金等受け入れ手続きを経て当所に移管されることとなったが、移設作業には、各種配線・検出器・データ処理部及び真空機器等の取り外し並びに取り付け作業等が発生し、また、移設後に本装置を問題なく再稼動させるための調整作業を行う必要がある。これらの作業を問題なく行えるのは、当該装置の製造元である米国Thermo Fisher Scientific Inc.の日本法人である、サーモフィッシャーサイエンティフィック社のみであるため。	6	
スパッタリング装置(ENDURA2)用 クライオポンプ	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.23	ブルックス・ジャパン（株） 神奈川県横浜市港北区新横浜3-8-8 （法人番号7020001057023）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,229,891	非公表	－	本案件のスパッタリング装置はプロセス及び搬送室をブルックス社製のクライオポンプによって高真空状態を常に保ちコントロールすることが必要だが、クライオポンプが劣化の影響で圧力が不安定な状態となっている、このまま使用を続けた場合 本装置の安定したプロセス性能を維持できない。スパッタリング装置(ENDURA2)の安定したプロセス性能を維持するためには、本件装置の外形寸法、容量等から探してみたが他社の代替製品は無く、同型のブルックス社製クライオポンプに交換する必要がある。なお、交換作業については来年度に行う。以上の理由により、本件の契約先は該当するクライオポンプの製造販売を行っているブルックス・ジャパン（株）以外にないため。	4	
アッシング装置(ICE/RPA300) プロセス安定化改良作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.23	芝浦エレテック（株） 神奈川県横浜市栄区笠間2-5-1 （法人番号3020001033242）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,748,212	非公表	－	本案件のアッシング装置のリモートプラズマアッシングプロセスにおいて、アッシングレートが常に不安定な状態で、実験試料を処理した際に装置起因と思われる不良が発生している。原因としては、プロセス時のパワー不足が起因しているが、現状の装置状態だとアプリケータ部の温度上昇により故障することが分かっているためパワーを上げることができない。温度上昇を抑えながらパワーを上げることができるスリットアプリケータに交換することで問題を解決し安定した実験が可能となる。また、メインで使用しているHeガスの条件からArを使用したプロセスを導入することにより更なるプロセス性能の向上を行うことも可能となっている。作業を行うには、装置の内部構造や通信系統を熟知し、専用のソフトウェア情報を保有したうえでの作業を遂行できることが必須であり、装置の製作者との契約関係以外の者が作業を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じる恐れがある。よって、本件の契約先は装置のメンテナンスサービスを専属で行っている芝浦エレテック（株）以外にないため。	6	
枚葉式マルチチャンバRTP装置（Centura）VHPロボットオーバーホール及び交換作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.23	アプライド マテリアルズ ジャパン（株） 東京都港区海岸3-20-20 （法人番号2010401061332）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,194,960	非公表	－	本案件は真空搬送ロボット（VHPロボット）のメンテナンスを行うもので、装置導入後、約10年ほどVHPロボットのメンテナンスを行っていないため、いつ故障してもおかしくない状態となっている。もし故障した場合、搬送中にウェハズレが生じ、装置内でウェハが破損する危険性がある。今後の使用に当たり動作保障を行うために弊所予備VHPロボットのオーバーホールを行い、それに交換するものである。上記作業を行うには、交換する部品が、Centura本体と完全な互換性を持つことが必要がある。以上の理由により、本件の受注業者としては、製造者であるアプライドマテリアルジャパン（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
TPU燃焼除害装置(TPU-2)修理作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.23	エドワーズ（株） 千葉県八千代市吉橋1078-1 （法人番号8040001023451）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,998,400	非公表	－	TPU燃焼除害装置とドライポンプ間の配管ヒーター切れが発生し、温度が低下し成膜時の生成物が配管内で付着し、ドライポンプとTPU燃焼除害装置が正常に動作しない状態となっている。原因としては、TPU燃焼除害装置の老朽化であるため、配管ヒーター、排気配管の交換作業およびTPU燃焼除害装置の修理作業を行い、不具合を解決するものである。HCD-SiN成膜装置とTPU燃焼除外装置とは、それぞれが同時期の設置であるが、設置場所も全く異なり、相互に全く別個に設置された。今回は、そのうちTPU燃焼除害装置本体および配管ヒーター、排気配管側の修理作業の為、HCD-SiN成膜装置の製造者の関与なく、TPU燃焼除外装置製造者による自社製品の正常稼働に責任範囲は留まる。以上の理由により、本件の受注業者としては、TPU燃焼除害装置の製造者であるエドワーズ（株）以外にはないため。	6	
広視野立体映像生成提示システム移設および調整作業	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.23	（株）エヌジーシー 東京都千代田区麹町5-7-2 （法人番号9010001112132）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,804,000	非公表	－	今年度申請者が拠点間異動となったことにより、「広視野立体映像生成提示システム」を移設する必要が生じた。当該作業は、移設元での解体運搬に加えて、移設先での再設置時に、カメラやミラーから構成される投影系機器の設定調整、機器間のネットワークの設定、ワークステーションにインストールされたソフトウェアライセンスの再設定を行う必要がある。再設定する際に必要な情報については購入時に本システムを構成した者のみが知り得る情報であるため、他社による作業を行った場合は当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。したがって本作業は（株）エヌジーシー以外に遂行することはできない。なお、移設機器は「日商エレクトロニクス(株)」より購入しているが、現在は子会社である（株）エヌジーシーが同機器の保守管理担当となっているため、当該作業を行える者は（株）エヌジーシー以外にはないため。	6	
スパッタ装置(I-1201) Niチャンバー交換作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.23	（株）リョーサン 水戸支店 茨城県ひたちなか市勝田本町18-7 （法人番号8010001008810）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,000,240	非公表	－	本案件の対象資産であるキヤノンアネルバ（株）製スパッタ装置(I-1201) は、半導体製造研究における半導体の金属膜を成膜するための半導体製造装置である。本案件のスパッタ装置のNiチャンバーにおいて、チャンバーと装置本体との通信が出来ない不具合が発生している。Niチャンバー内の老朽化であるため、その問題を解決するために使用していないCoチャンバーのカソード部とターゲットをNiチャンバーのカソード部とターゲットに入れ替えて不具合を解決するものである。作業を行うには、交換する部品が、I-1201本体と完全な互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須で、I-1201本体の性能保証も必要であり、当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。よって、本件の受注業者としては、製造者であるキヤノンアネルバ（株）からメンテナンス業務を委託されている（株）リョーサン以外にはないため。	6	
磁場中アニール装置（MVAO-3T）移設作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.23	（株）フューテックファーネス 神奈川県横浜市金沢区福浦2-7-33 （法人番号8020001048070）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,159,460	非公表	－	本装置は研究CR内に設置されているが、その場所を明け渡す必要があるため、本装置を研究CR内の別の場所へ移設を行うものである装置筐体は磁場漏洩防止のためパネルで囲われており、装置本体はステンレスフレーム2階建て構造となっている。そのまま装置全体を持ち上げて移設することが不可能な状態であり、また2階に高重量物の磁場発生用のコイルを備えているため、バランスが悪く、櫓を組んで磁場コイルを取り外してからの移設となる。当該装置固有の機構に関する情報を有していないと装置の分解を行うことは難しく、また本装置を移設するにあたって、当該装置の製造者以外が作業を行った場合、今後の装置トラブルに対する対応が一切受けられなくなり、トラブルが発生した際、研究活動に著しい支障が生じる恐れがある。よって、本件の契約先は当該磁場中アニール装置の製造者であり、同社製品の修理・保守等を行っている（株）フューテックファーネス以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
太陽光発電用パワーコンディショナの単独運転防止試験作業業務	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.2.24	一般財団法人電気安全環境研究所研究事業センター 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28 （法人番号9011005003367）	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,560,640	非公表	－	本作業は、太陽光発電用などの大規模分散電源用大型パワーコンディショナの世界的な普及に対応する試験・認証基盤の構築に向けた研究開発のため、大型PCSの実機に対して単独運転防止試験を実施し、福島再生可能エネルギー研究所第6棟（スマートシステム研究棟）における試験設備の機能要件を確認するものである。本作業業務で行う試験は、共同研究相手であり資金提供元の東芝三菱電機産業システム(株)より、わが国の電力事業者の唯一認める系統連系保護装置等の試験方法通則JETGR0002-1-6.1(2015)に基づく単独運転防止試験が指定されており、指定試験方法による実施が唯一可能な一般財団法人電気安全環境研究所を予め供給業者として指定されている。よって、本作業は一般財団法人電気安全環境研究所以外に契約できる業者はないため。	18	
反応性イオンエッチング装置組立・稼働・高精度調整作業	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林　良三 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.24	サムコ(株) 京都府京都市伏見区竹田藁屋町36 （法人番号4130001014511）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,456,422	非公表	－	当所が保有する反応性イオンエッチング装置RIE－200L（サムコ(株)製、資産名称：試作用プロセス装置は、三次元実装用のシリコンウェーハへのシリコン貫通電極形成のためのエッチング工程後のレジスト除去を行うための精密機器である。当該装置は、東日本大震災により停止後、省エネの観点から稼働を見合わせ、本体、ドライポンプ、排ガス処理装置に分離し、一時保管されている。使用するには、電気的・機械的に接続し、組立、稼働、調整作業を実施する必要があり、また、エッチングからレジスト除去といった一連の工程では、プロセス高圧ガスを使用することから、安全上細心の注意を払って材料を扱い、かつ高精度なメカ駆動が要求される。そのため装置の組立、稼働、調整を行うにあたっては、立ち上げ後の動作保証と安全運用の確保が必須であり、そのための精密調整を実施する技術を有していることが必要不可欠となる。これらの条件を満たすのは、装置の製造業者であるサムコ(株)のみであり、よって、本件を履行可能なのは、サムコ(株)以外にないため。	6	
新材料保護膜CVD装置（MAPLE） ロボット修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.24	ブルックス・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-8-8 （法人番号7020001057023）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,523,608	非公表	－	本案件のCVD装置の真空搬送では、ブルックス社製のロボット（FP-MAG7）を使用しているが、2台のうち1台が故障し、プロセス室が使えない状態となっており、復旧するためにはロボットの修理が必要となる。ロボットの修理を行うには、ロボット内部の構造を熟知し正しい組立、セッティング及び試験が行われることが必須であり、修理完了後の動作保証も必要である。装置本体の製造元は三菱工業製であるが、事業撤退に伴いメンテナンスサービス部門を(株)電エンジニアリングに引き継いでいる。(株)明電エンジニアリングではロボット単体修理の対応が不可であり、また本体との親和性を確認してもらう必要もないため、本件の契約先は該当するロボットの製造販売行っているブルックス・ジャパン(株)以外にはないため。	6	
AMT解析ソフトウェア	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.2.26	シュルンベルジェ(株) 長岡支店 新潟県長岡市北陽2-14-30 （法人番号3021001012649）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,232,177	非公表	－	本ソフトウェアは、産総研が使用権を有する、地下情報可視化ソフト（製品名：Petrel、Schlumberger Ltd.（本社 ヒューストン、パリ）製）の共通プラットフォーム上でのAMTの解析と解釈を容易に実現するためのもので、地質構造モデルの地表面付近にPC画面上で線を引くと，そこからの鉛直断面についてのAMTデータによる比抵抗解析結果が算出できる機能を有する新規のライセンス購入である。地下情報可視化ソフトとの互換性の確保のために不可欠な代替性のないソフトウェアとして，Schlumberger Ltd.製のAMT解析ソフトウェアを受注できる業者はSchlumberger Ltd.の日本法人シュルンベルジェ株式会社以外にないため。	4	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
アルミニウム金属膜エッチング装置改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.26	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,214,400	非公表	－	当該装置は、(株)アルバック製の装置であり、現有装置の機能を維持しつつ、6インチ対応での搬送、エッチングを可能とするためには、現有装置構造を熟知している社は、この装置の設計から作製までを行った(株)アルバック以外にはない。また、(株)アルバック以外の者が装置の改造を行った場合、使用時の保証、長期使用後の故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなる。(株)アルバックは、エッチング装置の部品販売を含め、修理・保守等をアルバックテクノ(株)に一任しており、当該装置の改造の実施はアルバックテクノ(株)が行い、その契約窓口はアルバック販売(株)が担当するよう、企業グループ内で分業されていることを確認済みである。以上から、当該装置の改造の契約先としては、アルバック販売(株)以外にないため。	6	
ウエハ表面検査装置（LS6600）搬送異常修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.2.26	（株）日立ハイテクフィールディング つくばサービスステーション 茨城県つくば市春日1-3-2 （法人番号9011101029712）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,102,760	非公表	－	本案件の対象資産である日立電子エンジニアリング㈱製ウエハ表面検査装置（LS6600）は、半導体製造研究における半導体のウエハ表面上のパーティクルを測定する検査装置である。本装置は搬送ロボットのドライブモータの故障によりオーバーロードで停止することからドライブモータの修理を行う必要があるが、現行ドライブモータが既に生産中止であるため、新型ドライブモータに仕様を変更して製作・組立を行い、動作確認を行なわなければならない。その間、ウエハ表面検査装置を業務上動かす必要があるので、現行ドライブモータの代替品を、新型ドライブモータの製作・設置・動作確認が完了するまでの期間(履行期限まで)借用する。この代替品ドライブモータは借用のみしか出来ないうえ、長期に安定した稼動が保証されないことから、新型ドライブモータを製作して交換・修理を行う事とした。新型ドライブモータと搬送ロボット本体との親和性を保持したうえで、正常稼働を保証させるには、搬送ロボット本体の製造元をおいて他にない。なお、日立グループ内の関連会社群の分業体制の再編成で現在の当該製品の修理・保守等は㈱日立ハイテクフィールディングに業務移管されていることが確認されている。よって、本件の契約先は㈱日立ハイテクフィールディング以外にはないため。	6	
ドライビングシミュレータ後方用映像提示システムの更新	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.2.29	三菱プレシジョン（株） 東京都江東区有明3-5-7 （法人番号8010601032482）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,046,000	非公表	－	後方用映像を提示する4つのプロジェクター（2005年製）の内1台が故障し、修理部品が無いため、更新するものである。4台とも同時期に導入したことから、他の3台も故障する可能性がある。また、1台のみ交換すると他の3台との色合い・輝度等の違いから映像の見え方に違和感が生じてしまため、4台とも交換する。交換後の後方用プロジェクターから後方用映像が適切に提示されるように、後方表示装置から提示される映像の画角や大きさを調整するものである。産総研DSは製造会社である三菱プレシジョン（株）が全て開発したものである。本作業は模擬視界表示装置の内の右後方・後方用プロジェクター4台を換装し、運転模擬装置の内の右後方用の装置と後方表示装置から提示される映像が適切に表示されるように調整するものであり、運転模擬装置及び後方表示装置にある映像データベースは、当該企業の独自仕様となっており、当該企業でなければ詳細仕様を熟知しておらず、他社では映像データベースの変更を行うことが不可能である。これらの理由から、本仕様を満たす後方用映像提示システムの更新作業は、三菱プレシジョン（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
電界放射型走査電子顕微鏡ターボポンプ修理　一式	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.2.29	（株）東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6 （法人番号8010001051991）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,419,120	非公表	－	本件は、SiCパワーデバイス半導体材料やデバイスプロセス加工済試料の表面/断面モフォロジーの観察・分析評価のために用いている、電界放射型走査電子顕微鏡(SEM)カール ツァイスマイクロスコピー社製、GEMINI　SUPRAシリーズ35）のフィラメント室・試料室の真空排気を行うターボポンプが稼働しなくなったため、修理するものである。当該装置が使用出来ないと高電圧SiCパワーデバイスの開発自体が困難となり研究遂行に多大な支障を期すため、修理を行う必要がある。当該装置の修理においては当該装置に精通し正常稼働、性能維持に必要なノウハウや知見を有していることが必須であるため、メーカーであるカール ツァイスマイクロスコピー社と保守・修理を委託された会社以外は不可能である。なお、日本国内における当該装置の修理等は、カール ツァイスマイクロスコピー社の代理店である東陽テクニカ株式会社が行っている。以上の理由により、契約相手先は、当該装置メーカー・カール ツァイスマイクロスコピー社の代理店である東陽テクニカ株式会社以外にはいないため。	6	
高品質膜作成装置石英交換作業	契約担当職 つくば東事業所研究業務推進室長 松本　卓 （茨城県つくば市並木1-2-1）	H28.3.1	光洋サーモシステム（株）東部支社 東京都中央区銀座7-11-15 （法人番号4150001006481）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,452,600	非公表	－	シリコンの単結晶粒が多数集合した化合物であるポリシリコン膜の形成は、半導体の電子制御部を形成するための工程の一部であり、当装置（光洋サーモシステム社製）にて行っている。当装置は処理ウェーハをチューブ内に搬送する石英ボートが損壊し、装置利用ができない状態にあり、装置利用ができないことから多数のユーザーの試作研究及び生産活動に重大な支障をきたしている。装置の復旧には石英ボート及びOリング類の交換作業や搬送確認等が必要であるが、装置の保証期間は既に過ぎている。非常に危険なモノシランやホスフィンを使用する装置であり、複雑な搬送機構とシーケンスを熟知し、装置の復旧作業と装置の継続的な性能保証が出来るのは、装置を製造した光洋サーモシステム（株）以外にないため。	6	
燃料電池構成材料評価装置整備作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.1	日本電子（株）大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5 （法人番号9012801002438）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,435,071	非公表	－	燃料電池構成材料評価装置（日本電子製、走査型電子顕微鏡）で観察する材料は1～10nmレベルのきわめて微細なナノ粒子であり、このような分解能を当該装置で実現するためには、15kV以上の加速電圧を確保できる健全な状態の電子銃と、10-8Paオーダーのきわめて高い真空度を常時維持可能なイオンポンプが不可欠である。これらが仕様を満たさない場合には、像観察分解能が低下し粒子形態を明瞭に観察できなくなるとともに、粒子径も見積もることが不可能となり、重大な支障をきたす。本整備作業では、当が機器の所定の性能を維持するため、定期的な交換が必要な電子銃の交換、設計寿命の10年を超えて稼動しているイオンポンプの交換を行う。また、同時にその他各種消耗部品の交換作業と総合的な調整作業も実施する。本装置はきわめて精緻な装置であり、その整備作業は当該装置の製造者であり、その構造を熟知している日本電子（株）以外に存在しない。したがって、燃料電池構成材料評価装置整備作業を行えるのは日本電子（株）以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
枚葉式成膜装置（Trias-W）PM3（TiN）用DLI部品	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.2	東京エレクトロン（株） 東京都府中市住吉町2-30-7 （法人番号4010401020757）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,152,440	非公表	－	東京エレクトロン製枚葉式成膜装置（Trias-W）は、半導体製造研究における半導体ウェハ微細トランジスタ作成工程において使用されるCVD成膜装置である。定期修繕作業後、装置立上げ作業にてTi成膜の異常成膜が確認された。装置メーカーによるハードウェア事前調査の結果、本装置プロセスモジュールPM2（Ti）DLI（DirectLiquid Injection）の不良であることが判明し、部品の交換作業を行う事により解決した。原因はDLIの長年にわたる使用による経年劣化によるものであった。同様にトラブルが今後予想される本装置プロセスモジュールPM3（TiN）用DLI部品について、本部品の納期には3ヵ月かかるため、トラブルが起きた場合にその間TiN成膜が行えなくなり、多大な支障が出る。そのため事前に予備的（preventive）措置として緊急時に必要となる保守パーツを確保しておくものである。CVDの成膜精度を維持するためには、交換するPM3（TiN）用DLI部品が、東京エレクトロン社製枚葉式成膜装置（Trias-W)と完全な 互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。本件の契約先は、当該葉式成膜装置（Trias-W)の製造者である東京エレクトロン（株）以外にはないため。	4	
超電導マグネット電源修理作業	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.3.2	オックスフォード・インストゥルメンツ（株） 東京都品川区東品川3-32-42 （法人番号4010601024459）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,138,400	非公表	－	本作業は、超電導マグネットシステム（英国オックスフォード・インストゥルメンツ社製　テスラトロン20）のマグネット電源が、経年劣化により故障し、電流の出力が不可能になったため交換修理を行い、マグネットの励磁する機能を回復させ、超伝導マグネットシステムの性能を損なうことなく使用でき、且つ互換性を保つための交換修理作業を行うものである。本作業をするにあたり、当該装置が持つ固有の構造、機能及びシステムの制御プログラムに関する情報を熟知するとともに、交換修理完了後の当該装置に関する動作保障も必要であり、それらに基づいて交換修理作業を行うことができる者であることが必要不可欠である。よって、当該装置の交換修理を行える者は、当該装置を製造した英国Oxford Instruments社の日本法人であるオックスフォード・インストゥルメンツ（株）以外にないため。	6	
LP-CVD装置（TELFORMULA-Poly）修理部品　一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.3	東京エレクトロン（株） 東京都府中市住吉町2-30-7 （法人番号4010401020757）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,991,600	非公表	－	LP-CVD装置TELFORMULA-Poly（東京エレクトロン（株）製）は、半導体製造研究における半導体ウェハ微細トランジスタ作成工程において使用されるCVD成膜装置である。定期修繕作業を行った後、装置立ち上げ作業で装置本体とMFC（マスフローコントローラー）側との通信不良によって装置が正常に動作しないトラブルが確認された。不具合の原因はI/Oボードの故障が起因していることが判明した。これは長年の使用による経年劣化によるものである。このため、修理するためにはメイン制御とMFCのI/Oボード及び本体側の磁気流体シールとガス分析計を交換する必要がある。CVDの成膜精度を維持するためには、交換部品が東京エレクトロン社製LP-CVD装置(TELFORMULA-Poly)と完全な 互換性を持つことが必要であり、当該装置が正しく機能する事が必須である。よって、本件の契約先は、当該LP-CVD装置(TELFORMULA-Poly)の製造者である東京エレクトロン（株）にはないため。	4	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
西-7B棟システム天井ファンフィルタユニット監視システム更新作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.3	高砂熱学工業（株） 茨城営業所 茨城県つくば市東新井15-4 （法人番号3010001008749）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,454,000	非公表	－	FFU監視システムは、SCR棟を建設した時の設備であり、導入より14年が経過しているため、計画停電等の後に監視システムが再起動できなくなる等の不具合が頻発している。FFU監視システムが故障した場合、FFU停止に伴いクリーンルームの温湿度が規格外れとなる、またパーティクルを発生して洗浄度維持が出来なくなる等の障害が発生する。FFU管理システムのハードウェア部は部品の入手が困難なことから更新を行う。FFU監視システムは、FFU制御用のコンピュータとFFUを制御するインターフェース、FFU制御ソフト等で構成されている。制御ソフトを東芝産業機器システム㈱が製作し、FFUは東芝産業機器システム㈱と新晃工業㈱が共同開発したものであり、その販売は新晃工業㈱が行っている。更新するFFU監視システムは、FFUと一体となって稼動することが必須であり、供給者以外がこれを行った場合、当該設備に著しく支障が生ずる恐れがある。新晃工業㈱では、一般との契約を行っておらず、その都度委託先を定めており、今回はSCR棟の空調設備全体の設置工事を実施した高砂熱学工業㈱に監視システムの販売及び設置作業について委託したいと申し出があった。よって、西-7B棟FFU監視システム更新作業の契約先は、高砂熱学工業㈱以外にないため。	6	
酸化膜エッチング装置改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.7	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519 ）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	24,516,000	非公表	－	当該案件は、現有の酸化膜エッチング装置を4インチシリコン用から6インチ炭化ケイ素用に改造する。6インチ炭化ケイ素用にし、量産性を高めて連続処理ができるよう、カセット室の追加や搬送機構の変更等の改造を行う。当該装置は、(株)アルバック製の装置であり、エッチング装置としての当初の機能を維持しつつ、6インチ炭化ケイ素用に改造を行えるのは、当該装置の設計から作製までを行った(株)アルバック以外にはない。(株)アルバック以外の者が装置の改造を行った場合、使用に著しい支障が生ずるおそれがある。以上の理由で当該装置改造の契約先は(株)アルバックの唯一の代理店であるアルバック販売(株)以外にないため。	6	
i線ステッパのワークステーション更新作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.7	キヤノン（株） 東京都大田区下丸子3-30-2 （法人番号6010801003186）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,844,522	非公表	－	i線ステッパ(FPA3000-i5)装置は装置製造から既に18年以上が経過しており、i線ステッパの制御を行うワークステーションが経年劣化により機能しなくなり、本来のパターンニング工程の処理ができない状態となっている。また製造から相当年数が経過しており、部品の入手も困難なことから、ワークステーションを更新する必要がある。i線ステッパは半導体製造ライン及び試作品の精度を決定づける大変重要な役目を持っており、ワークステーション更新作業においては、i線ステッパ自体の構造及び機能、特性等に関して、十分に熟知していることが必要不可欠であり、更新するワークステーションの取付けと組込みソフトウエアのインストール作業を行う上で、i線ステッパとワークステーション及びソフトウエアの互換性がないまま、他の事業者に修理を行わせることは技術的に不可能であるのみならず、従来と同様の動作保証が得られなくなり、装置の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。よって、i線ステッパのワークステーション更新作業の契約先として、本装置の製造者であり、メンテナンス対応も行っているキヤノン（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
霧島曝露試験場太陽電池モジュールおよび計測システム再構築作業	契約担当職 九州センター研究業務推進室長 橋本　朗 （佐賀県鳥栖市宿町807-1）	H28.3.8	クリマテック（株） 東京都豊島区池袋4-2-11 （法人番号8013301022497）	研究所が継続的に実施している研究及び実験において、当該研究及び実験で得ることができるデータの連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	7,626,771	非公表	－	平成25年2月から降灰地域における太陽電池モジュールの屋外曝露試験のため、クリマテック株式会社へ計測システムの構築を依頼し、試験実施場所である株式会社トヨタ車体研究所へ設置させた。前記研究所とは別途役務契約により平成27年度まで当該システムを使用した発電データ収集等を作業依頼していたが、平成28年度から鹿児島県工業技術センターと当該試験に関連する共同研究を開始するため、当該システムを鹿児島県工業技術センターへ再構築することとなった。前記研究所での長期収集データとの連続性及び互換性が必要であり、同システムが再現できなければ研究が困難となることから、本業務を遂行できる事業者は当該システムを構築したクリマテック（株）以外にないため。	3	
コーターデベロッパー装置改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.9	（株）SEBACS 京都府京都市右京区西京極新明町13-1 （法人番号9130001024992）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	8,931,695	非公表	－	コーターデベロッパー（(株)大日本スクリーン製）SK80BW-AVPは、4インチSi用であり、SiCの6インチラインを構築するために、6インチSiC専用装置に改造する。当該装置は（株）大日本スクリーン製造（現在は（株）SCREENセミコンダクターソリューションズに分社化（注））製であり、当該装置を、現有装置の機能を維持しつつ、6インチ対応のSiC基板を使用可能とするためには、現有装置の構造を熟知している必要があり、この装置の設計から製作までを行った(株) SCREENセミコンダクターソリューションズ以外にはない。また、(株) SCREENセミコンダクターソリューションズ以外の者が装置の改造を行った場合、使用時の保証、長期使用後の故障への対応についても従来と同等の保証が得られなく、機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。(株) SCREENセミコンダクターソリューションズは当該装置の部品販売を含め、修理・保守等をグループ会社の(株)SEBACSに一任しており、当該装置改造の契約先は(株)SEBACS以外にないため。	6	
グローブボックス等の移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.9	（株）美和製作所 大阪府茨木市畑田町11-50 （法人番号6120901010105）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	5,858,892	非公表	－	グローブボックス（美和製作所製）の移設を行うためには、装置の本体構造を熟知していなければ、解体・組立・調整が出来ず、また不活性ガス雰囲気での精密作業を行うことが出来ないため、研究遂行上不都合が生じる。（株）美和製作所は、当該装置の製造・販売・保守を行っており、ハードウエアや周辺装置を熟知している。自社製作のため他社では精密な組立調整は難しく、機器の使用に著しい支障を生じる恐れがあるため、移設後の装置動作保証も必要となるため、本移設作業を行えるのは製造元である（株）美和製作所しか存在しない。したがって、分解・組立・調整作業を含む移設作業を行えるのは、（株）美和製作所以外にはないため。	6	
グローブボックスのオーバーホール	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.9	（株）美和製作所 大阪府茨木市畑田町11-50 （法人番号6120901010105）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第３０条第４項に該当するため。	非公表	3,103,941	非公表	－	該当のグローブボックス（3台）はいずれも白金触媒を用いたガス循環精製機能を持つ(株)美和製作所製のグローブボックスである。これら対象装置につき、白金触媒および水分吸着剤を交換するとともに、経年劣化の程度により必要に応じて真空ポンプオイル、ブチルゴム製手袋、Oリング等を交換し、水分（露点）計を校正する。当該装置のメンテナンスを行うにあたり、雰囲気制御能力等を低下させることなく部品等の交換を行う必要があり、性能保証を伴ったオーバーホールを行えることが不可欠である。特に白金触媒の交換を行えるのは、これを用いたガス循環精製機能を有するグローブボックスを製造した（株）美和製作所しか存在しない。したがって、グローブボックスのメンテナンスを行えるのは（株）美和製作所以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
ランプアニールシステムランプハウス冷却水リーク修理	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.3.9	光洋サーモシステム（株） 東部支社 東京都中央区銀座7-11-15 （法人番号4150001006481）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,165,400	非公表	－	本修理は、ランプアニールシステム（光洋サーモシステム（株）、型番：RLA-1206-N）内部の赤外線ランプを収納するランプハウスにおいて、冷却水のリークが生じていることが判明したため、ランプハウスの修理作業を行う必要が生じた。納入後10年が経過したための経年劣化と推察されるが、光洋サーモシステム（株）は、装置に対して年間保守を行っておらず、装置の故障等が発生すればスポットで契約する形態をとっている。本修理には装置の構造や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠と考え、また光洋サーモシステム（株）が当該製品の販売、保守等は代理店を設けず、直轄で行い、自社で履行するもの以外、修理後の正常稼働保証を行わないことも確認している。よって、契約先は光洋サーモシステム（株）以外にないため。	6	
電気炉移設	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.10	（株）モトヤマ 大阪府大阪市北区天満1-15-13 （法人番号4120001071272）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	4,100,328	非公表	－	当該電気炉は永年の使用により劣化しているため、運搬に際しては破損を防止するために電気炉を分解してから発熱体を取り外して移設を行い、移設先にて新品取り付け作業が必要となり、移設後の装置動作保証も必要となるため、電気炉分解および発熱体の取り替えを含む移設作業を行えるのは当該電気炉を製造した（株）モトヤマしか存在しない。したがって、電気炉移設を行えるのは（株）モトヤマ以外にないため。	6	
関西センターポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.11	中間貯蔵・環境安全事業（株） 北九州PCB処理事業所 福岡県北九州市若松区響町1-62-24 （法人番号2010401053420）	契約の相手方が法令等により明確に特定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,066,520	非公表	－	高濃度PCB廃棄物を処理できるのは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処分可能事業者は中間貯蔵・環境安全事業（株）以外にないため。	1	
ScienceDirect eBooksの利用	契約担当職 調達室長 吉成　美智夫 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.3.11	エルゼビア・ビー・ブイ Radarweg 29 1043 NX Amsterdam,Netherlands	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍又は電子書籍を購入することから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	7,306,479	非公表	－	「ScienceDirect eBooks」はエルゼビア社の10,000タイトル以上の学術書籍（単行本）情報を収録するだけの電子ブックではなく、効率的に統合検索、イメージ検索、アラート機能、論文からの自動推薦機能や補助コンテンツとして動画・音声・実験データ等を利用できるため、研究活動に不可欠なものとなっている。更に、「ScienceDirect eBooks 」は、化学・化学工学・物理・数学・コンピュータ科学・工学・エネルギー分野まで幅広くフルテキストで閲覧でき、幅広く研究情報を網羅した電子ブックであり、産総研の全領域にまたがり研究の補助となり研究者に差別なく、広範囲で最新の有益な研究情報を瞬時に提供出来るツールである。本件「ScienceDirect eBooks 」を購読することによって、研究活動に不可欠な有益情報の入手が容易となり、また、高度な情報を得ることができ、産総研の研究パフォーマンスを上げるため必要不可欠であると図書検討委員会で選定し、購入するものである。本件の「ScienceDirect eBooks」はエルゼビア社のみが発行しており、エルゼビア･ビー・ブイが直接販売している。よって、契約先はエルゼビア･ビー・ブイ以外にないため。	13	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
HDP-CVD成膜装置(SPEED)モジュールコントローラー交換修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.11	ラムリサーチ（株） 神奈川県横浜市港北区新横浜1-7-9 （法人番号1020001043342）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,960,000	非公表	－	本案件のHDP-CVD成膜装置のModule1のプロセス条件を設定するRecipe画面を開き編集作業を行うと、Module1のシステムがシャットダウンとなるトラブルが発生しプロセス条件の変更ができないため、新たな条件での実験が不可能な状態となっている。原因として、コントローラーのソフトウェアの修復や確認を行うも異常が見られずモジュールコントローラー本体の故障と判明したため、交換修理を行うものである。作業を行うには、該当装置の内部構造や通信系統を熟知し、専用のソフトウェア情報を保有したうえでの作業を遂行できることが必須であり、当該装置の正常稼働の保証責任を負わせることができるのは製造元のみである。よって、本件の契約先は該当する装置の製造販売メンテナンスサービスを行っているラムリサーチ（株）以外にないため。	6	
関西センター尼崎支所電話設備の撤去等作業	契約担当職 調達室長 吉成　美智夫 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.3.14	ソフトバンク（株） 東京都港区東新橋1-9-1 （法人番号9010401052465）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,390,040	非公表	－	本作業では、当所の全拠点において運用している産総研電話システムから、今般閉鎖決定した尼崎支所に設置してある電話システムを他の研究拠点等に支障が出ないように運用監視コントロールシステムの設定変更を行い、当該システムから適切に切り離し、システムを安定停止等させる必要がある。他の研究拠点等に支障が出ないように適切に切り離すには、産総研電話システムの構造や機構又は機能を十分に熟知していることが必要不可欠である。産総研電話システムが停止した場合、産総研全体の業務遂行に支障を来たし、膨大な損失を生じることとなる。そのため、産総研電話システムが常時良好な稼働状態を維持するとともに、不具合発生時において、迅速に対応できるようにする必要がある。当該システムはソフトバンク（株）より構築・導入したものであり、同社と保守契約を締結し、電話システム全体の安定的稼働及び責任体制の一元化を図っているところである。以上により、本件を履行できるのは産総研電話システムを構築した事業者であり、保守契約先でもあるソフトバンク（株）以外にないため。	6	
電池電極板用塗工試験機の移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.14	暁機械商事（株） 大阪府大阪市西成区花園南2-7-8 （法人番号6120001002837）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,134,000	非公表	－	当所が保有する電池電極板用塗工試験機（暁機械商事（株））の移設のためには、装置の本体構造を熟知していなければ、解体・組立・調整することが出来ず、調整が不十分だと装置の精密動作を再現することが出来なくなり、研究遂行上不都合が生じる。暁機械商事（株）は、当該装置の製造・販売・保守業務行っており、その構成を熟知している。自社製作のため他社では精密な組立調整は難しく、機器の使用に著しい支障を生じる恐れがあり、移設後の装置動作保証も必要となるため、本移設作業を行えるのは製造元である暁機械商事（株）しか存在しない。したがって、解体・組立・調整を含む移設作業を行えるのは、暁機械商事（株）以外にないため。	6	
ECDデモキットの製造	契約担当職 つくば中央第五事業所研究業務推進部長 谷川原　久明 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.3.15	（株）東和製作所 東京都大田区大森西4-14-11 （法人番号6010801008276）	研究所が研究所以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため	非公表	1,798,200	非公表	－	本装置を製作にあたってはエレクトロクロミック素子に最適化された専用マイコンチップを搭載する必要がある。このマイコンチップは、本装置の動作制御の根幹にかかわる重要な部品であり、本装置を作成するにあたっては当該部品を搭載して製作しなければ、仕様を満たすことは不可能である。このマイコンチップは、当該研究開発の共同研究先である(株)東和製作所が本共同研究の成果を基に開発したチップであるため、同社のみが本装置を製作可能である。以上の理由により、本件の製作を行えるのは、(株)東和製作所以外にないため。	5	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
映像歪み補正装置	契約担当職 つくば中央第六事業所研究業務推進室長 田沼　弘次 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.3.15	三菱プレシジョン（株） 東京都江東区有明3-5-7 （法人番号8010601032482）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	6,782,400	非公表	－	産総研DSは、ドライビングシミュレータシステムの製造会社である三菱プレシジョン（株）が全て開発したものである。歪み補正装置は、全体構成の中で、運転模擬装置の構成品の一部であり、前方映像用3台の模擬装置から提示される映像を加工するための装置である。前方映像用3台の模擬装置から映像を入力し、模擬視界表示装置の前方用プロジェクターから円筒スクリーンに適切に表示できるように、前方映像を調整可能な仕様が必要不可欠となる。さらに、円筒スクリーンは右後方用のスクリーンと隣接しているため、円筒スクリーンに提示される映像と右後方用スクリーンに提示される映像とは連続していることが必須であり、右後方用スクリーン映像との調整も可能である仕様が必要不可欠となる。運転模擬装置から提示される映像は、当該企業の独自仕様となっており、当該企業でなければ詳細仕様を熟知しておらず、他社では最適に映像を調整可能な仕様を有する歪み補正装置を導入することは不可能である。したがって、本仕様を満たす映像用歪み補正装置一式の契約相手先は、三菱プレシジョン（株）以外にはないため。	4	
NMR装置移設作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.16	日本電子（株） 筑波支店 茨城県つくば市東新井18-1 （法人番号9012801002438）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,039,520	非公表	－	本装置は経済産業省委託事業予算で調達した装置であり、前駆体高分子物質の構造物性・解析を実施してきた東京大学に設置し、研究開発を実施してきたが、プロジェクトの中間評価を経て、28年度から第二ステージに入り、研究開発体制並びに実施テーマの内容が大きく変更され、新規前駆体高分子の構造・物性解析は、産総研にて実施することが決定されたため、本装置の移設を行うこととした。28年度のできるだけ早い時期に移設を完了することが必要となる。本装置は、低温状態を維持しないと破損してしまう超電導マグネット並びに核磁気共鳴を観測・解析する本体部分より構成され、超電導マグネットの劣化や振動、衝撃等による検出器本体の不具合、調整不良により検出性能が著しく損なわれ、構造解析装置として機能しなくなる。特に超電導マグネットの劣化は高額の修理費用が発生し、実質的に装置の廃棄を余儀なくされる。本装置は日本電子（株）が製造・販売している装置であり、複雑な構造と精密な調整が必要となるNMR装置の性質上、現状の性能を維持したまま移設できるのは、日本電子（株）以外にはないため。	6	
純水製造システム改修	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.3.16	日京テクノス（株） 東京都文京区本郷2-17-8 （法人番号5010001006123）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,592,000	非公表	－	本改修の対象となる純水製造システムは、つくば中央2-12棟01131室クリーンルーム建設工事を請け負った（株）大西熱学の元、日京テクノス（株）が設計・施工を担い複数の機器を組み合わせ構築したものであるため、改修し、純水供給ラインの増設及びシステムや制御系の改修後、計画通りの装置性能を実現し、その性能の保証を得るためには、当該システムの構成および制御機構等についての技術的ノウハウを熟知している必要があり、本システムを組み上げた業者である日京テクノス（株）以外にないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
レジストアッシング装置改造	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.17	（株）国際電気セミコンダクターサービス 富山県富山市八尾町保内2-1 （法人番号4230001013387）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	8,274,000	非公表	－	レジストアッシング装置（ケーイーエム（株）製、RAM-6500Rは、4インチSi用であり、SiCの6インチラインを構築するために、6インチ基板用装置に改造する。当該装置を6インチ基板に対応するためには、搬送系や処理用の石英管や電極などを6インチ基板用に改造しなければならない。当該装置はケーイーエム（株）（現在は（株）日立国際電気に業務移管（注））製であり、現有装置の機能を維持しつつ、6インチ対応の基板を使用可能とする改造を行えるのは、現有装置の構造を熟知しており、この装置の設計から製作までを行った(株) 日立国際電気以外にはない。また、(株) 日立国際電気以外の者が装置の改造を行った場合、使用時の保証、長期使用後の故障への対応についても従来と同等の保証が得られなくなり、機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。(株) 日立国際電気は当該装置の部品販売を含め、修理・保守等をグループ会社の（株）国際電気セミコンダクターサービスに一任しており、当該装置改造の契約先は(株)国際電気セミコンダクターサービス以外にないため。	6	
高精度3D地図・物体データ	契約担当職 つくば中央第一事業所研究業務推進室長 小林　良三 （茨城県つくば市東1-1-1）	H28.3.18	（株）ゼンリン 東京都千代田区神田淡路町2-101 （法人番号5290801002046）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,944,000	非公表	－	自動運転車の走行用の基準データとしては、走路上の地図・物体が実車走行においてセンサー用制御情報として用いることができる高精度な3次元情報が必要である。高精度計測の上に、人オペレータが作業・確認したデータの品質として相対1cm級、絶対10cm級が必要である。地図情報として、区画線、破線区画線、道路境界線、単路・交差点領域、レーン中心線が含まれていること、並びに物体情報としては標識、信号機が含まれていることが求められる。これらの条件が満たされない場合、自動運転車の位置特定の精度が低下し、自動運転そのものが困難となるが、ゼンリン社製の高精度3D地図・物体データ（Z-ADAS 3.0規格）は、全てを満たしている。これまで開発した自動運転車制御ソフトウェアは、3次元地図データ及び地上物体データのフォーマットとしてZ-ADAS 3.0規格を前提として設計されているため、これ以外のフォーマットを用いる場合には、既存ソフトウェアの再開発が必要となる。当該フォーマットは、（株）ゼンリンのプロプライエタリフォーマットであり、仕様を外部に公開していない。このため、当該フォーマットでのデータを納品できる業者は（株）ゼンリン以外にないため。	4	
ArF液浸露光装置ArFレーザーチャンバー 交換作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.22	（株）ニコンテック 東京都品川区勝島1-5-21 （法人番号4010701007371）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	25,304,400	非公表	－	（株）ニコン社製ArF液浸露光装置は、レーザー安定性確保のため、常時運転状態となっており、経時的にチャンバ内の電極が摩耗するため、定期的にチャンバの交換が必要となる。装置本来の性能を維持するためには、交換する部品がすべて、当該装置本体と完全な互換性を持つことが必要である。当該装置の製作者以外が修理を行った場合、装置の使用に著しい支障を生じるおそれがある。（株）ニコンはArF液浸露光装置の部品販売を（株）ニコンテックに一任しており、当該作業の契約先は（株）ニコンテック以外にないため。	6	
高温イオン注入装置・イオン注入装置組み立て	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.22	日新イオン機器（株） 京都府京都市南区久世殿城町575 （法人番号7130001011423）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	25,164,000	非公表	－	当該装置2台は、産総研と住友電気工業(株)との共同研究契約により、住友電気工業(株)から産総研に寄付された装置である。大型な設備であり、それぞれ30以上のパーツに分解されて搬入された。バラバラの状態から、現有の性能を損ねること無く組み立てを行うには、装置の構造を熟知している必要がある。正常に稼働することができるように組み立てが行えるのは、この装置の設計から製作までを行った日新イオン機器（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
ArF液浸レジスト塗布現像装置CPHPモジュール増設作業一式	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.22	東京エレクトロン（株） 東京都府中市住吉町2-30-7 （法人番号4010401020757）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	14,395,118	非公表	－	本作業のCPHPモジュールは、クリティカルプロセス加工レジストの性能を担保する上でウエハ面内温度の均一性が特に優れており、かつオーバーベークを防ぐ為の冷却プレートや高速昇降温機構をそなえているモジュールである。このCPHPを増設することによって、ArF液浸露光装置のプロセス時間効率化（スループット向上）を目指すものである。CPHPモジュールが正しく機能するには、増設されるCPHPモジュールが、ArF液浸レジスト塗布現像装置(LITHIUSi+)本体部品と完全な互換性を持つことが必要である。当該装置の製作者以外が増設作業を行った場合、著しい支障を生じる恐れがある。よって、本件の受注業者としては、製造者である東京エレクトロン（株）以外にはないため。	6	
成膜加工複合装置用消耗品	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.3.22	アルバック販売（株） 東京都中央区八重洲2-3-1 （法人番号2010001084519）	研究所が行う研究及び実験で使用する機器又は既存ソフトウェアの互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器又はソフトウェアであって、その供給者が一に限定されることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,331,504	非公表	－	本製品は成膜加工複合装置（（株）アルバックテクノ）で使用する消耗品である。基板ホルダー・基板トレーの搬送は、本装置のロボットで行うため、その大きさ・重さはロボットの搬送仕様に準じている。搬送基準は装置依存が大きいため、仕様を満たさない場合は装置を使用することができず、研究遂行上、大きな不都合が生じる。また、測定子については本装置のコンピュータで値を読み取り制御するものであり、ガスケットについても装置の高真空動作を満たす性能が必要であるため、いずれも装置の動作が保証されている製品でなくてはならず、本装置の製造元であるアルバックテクノ（株）以外では対応できない。アルバックテクノ（株）の販売業務について、グループ内分業によりアルバック販売（株）を指定していることを確認している。よって、契約先はアルバック販売（株）以外にはないため。	4	
太陽光発電用パワーコンディショナの単独運転防止試験及びLVRT試験作業	契約担当職 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長 小林　昭彦 （福島県郡山市待池台2-2-9）	H28.3.23	一般財団法人電気安全環境研究所研究事業センター 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-28 （法人番号9011005003367）	研究所が行う受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約することから、会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,872,240	非公表	－	本作業は、太陽光発電用などの大規模分散電源用大型パワーコンディショナの世界的な普及に対応する試験・認証基盤の構築に向けた研究開発のため、大型PCSの実機に対して単独運転防止試験及びLVRT試験を実施し、福島再生可能エネルギー研究所第6棟（スマートシステム研究棟）における試験設備の機能要件を確認するものである。本作業で行う試験は、共同研究相手であり資金提供元の（株）ダイヘンより、わが国の電力事業者の唯一認める系統連系保護装置等の試験方法通則JETGR0002-1-6.1(2015)に基づく単独運転防止試験が指定されており、指定試験方法による実施が唯一可能な一般財団法人電気安全環境研究所を予め供給業者として指定されているため。	18	
全自動昇温脱離スペクトル装置修理作業	契約担当職 つくば西事業所研究業務推進部長 浦井　聡子 （茨城県つくば市小野川16-1）	H28.3.23	マイクロトラック・ベル（株） 東京営業所 東京都新宿区高田馬場1-30-4 （法人番号2011001042160）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,508,000	非公表	－	本装置（日本ベル（株）（現マイクロトラック・ベル（株）は、ガス導入部、試料加熱部、ガス分析部及びこれらを統合して運転するための制御部から構成される。ガス分析部は、質量分析計を中心に構成されているが実験実施中に質量分析計が全く動作しなくなった。本装置は、購入から14年近くがたっており、寿命の範囲を超えていることから、故障の原因は、経年劣化と考えられる。従って、修理にあたっては、質量分析計を中心としたガス分析部の交換が必要となる。本装置は、ガス導入部、試料加熱部、ガス分析部及びこれらを統合して運転するソフトが連携して動作しており、その複雑な構造と制御を熟知していない限り、修理を行うことは不可能である。本装置は、マイクロトラック・ベル（株）が製造・販売した装置である。精密な調整が必要となる本装置の性質上、修理が可能なのはマイクロトラック・ベル（株）以外にはないため。	6	

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（ 法人名:産業技術総合研究所 第4/四半期 ）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
粉体吸引連続溶解分散装置の移設作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.23	日本スピンドル製造（株） 兵庫県尼崎市潮江4-2-30 （法人番号1140001050327）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	3,164,400	非公表	－	当所に設置している粉体吸引連続溶解分散装置（日本スピンドル製造(株)製）の移設を行うためには、装置本体の構造を熟知していなければ、解体・組立・調整が出来ず、また、負圧下での連続溶解分散作業を行うことが出来ないため、研究遂行上不都合が生じる。日本スピンドル製造（株）は、当該装置の製造・販売・保守業務を行っており、ハードウエアや周辺装置を熟知している。自社製作のため他社では精密な組立調整は難しく、機器の使用に著しい支障を生じる恐れがあり、移設後の装置動作保証も必要となるため、本移設作業を行えるのは製造元である日本スピンドル製造（株）しか存在しない。したがって、分解・組立・調整を含む移設作業を行えるのは日本スピンドル製造（株）以外にないため。	6	
ガンマ線制御装置制御系及び監視機器更新業務	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.3.24	（株）千代田テクノル 東京都文京区湯島1-7-12 （法人番号7010001004851）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	12,852,000	非公表	－	本作業は、ガンマ線制御装置の操作制御盤の制御系及びITV監視機器の更新・調整作業である。現状はWindows98のパソコンにより制御しているが、このパソコンが故障した際には代替品を迅速に入手することは非常に困難であり、校正業務に支障をきたすことになる。なお、現時点で、当該装置に故障の兆候が見られるわけではないが、最新のパソコン制御で操作を行うことにより、故障した際にもすぐに復旧が可能となることなどを鑑みて、予防的対策措置として、本作業を行うことを予定している。本装置は実験用途に合致するよう設計・製作されたものであり、市販品は存在していない。またγ線源を駆動させる装置であり、誤作動による被ばく事故はあってはならない。そのため契約相手先は既存の装置を熟知している（株）千代田テクノル以外にないため。	6	
高分解能電子顕微鏡電子銃交換作業	契約担当職 関西センター研究業務推進部長 芝原　徹 （大阪府池田市緑丘1-8-31）	H28.3.24	日本エフイー・アイ（株） 東京都港区港南2-13-34 （法人番号9010401058792）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	1,674,864	非公表	－	電子顕微鏡装置は当該部門の電池材料研究の設備として共通基盤的に利用されており、安定的な性能の維持が不可欠である。市販の分析電子顕微鏡としては世界最高レベルの性能を有しており、空間分解能0.1nm以下の性能を有し、原子分解能での分析等が可能な装置である。電子銃は装置の最も基本となる部分であり、顕微鏡像の分解能に直接影響を与える。不具合が生じれば装置が稼動できず像観察、分光測定そのものが行えなくなる。現在使用中の電子銃は既に1年以上が経過し、電子線の干渉性に劣化が見られるため、交換作業を行う必要がある。当該装置の高い性能を損なうことなく、修理・保守を行えるのは当該装置を製造したエフイー・アイ社（米国）の日本法人である日本エフイー・アイ（株）しか存在しない。したがって、電子銃交換作業を行えるのは日本エフイー・アイ（株）以外にないため。	6	
複合環境振動試験機の保守	契約担当職 つくば中央第二事業所研究業務推進部長 小林　勝則 （茨城県つくば市梅園1-1-1）	H28.3.25	IMV（株） 東京都港区浜松町2-1-5 （法人番号3120001059756）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	2,592,000	非公表	－	保守対象である複合環境振動試験機は、既存規格内で推奨していた試験方法を元にしてロボット機器に特化した形で、IMV（株）が特注製作したものであり、装置の構造や制御・電気系などに熟知している。本保守は、当該試験装置の性能と機能を確認するとともに、使用に伴う試験装置特有の摩耗や構造的な緩み等を修正する複雑な作業が含まれているため、装置の構造や制御・電気系などに熟知していることが必要不可欠で製造業者にしか実施できない。以上の理由により、当該装置の製造業者IMV（株）以外にいないため。	6	
原位置条件下コア変形解析装置移設作業	契約担当職 北海道センター研究業務推進室長 坂本　修 （北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1）	H28.3.30	（株）マルイ 東京営業所 東京都墨田区業平3-8-4-202 （法人番号5122001016487）	既に調達した設備又は機器の保守点検、修理、移設又は改造を行う場合において、当該設備又は機器開発、製作又は供給した者以外の者から調達をしたならば当該設備又は機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	47,878,112	非公表	－	本作業は、北海道センター閉鎖予定棟（A1棟）から新棟（H2棟）への移設作業である。本装置一式は、圧力コア分析のため水圧による高圧状態を保持したまま各種試験の実施を可能としている。また、高い安全性を保持しており、本装置の性能を損なうことなく移設作業を実施するには、各部分の構造、ガス・給排水配管、電気配線、各種解析用ソフトウェア等の技術仕様を熟知していること、および移設後の動作保証が必要不可欠である。したがって本作業の依頼先は、本装置を設計・製造・納入・設置した（株）マルイ以外にないため。	6	